

令和3年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和3年12月2日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	渡邊 保夫
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠 緋沙子	書記	片浦 則之	書記	残間 頼
------	--------	----	-------	----	------

議事日程（第2号）

令和3年12月2日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第54号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の制定について

- 第 4 議案第 5 5 号 大衡村犯罪被害者等よりそい条例の制定について
- 第 5 議案第 5 6 号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 8 号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 9 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 0 号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 1 号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和 3 年第 4 回大衡村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日付で村長より議案の取下げについての請求がありました。請求の内容について、事務局より朗読させます。事務局。

事務局（残間 頼君） 議案の取下げについて。

令和 3 年 12 月 1 日に提出した議案中、下記の理由により取下げしたいので、会議規則第 20 条の規定に基づき提出します。

件名、議案第 57 号、村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。追加で指定管理する管理施設について、精査するため。

件名、議案第 65 号、大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定について。大衡村ふるさと美術館の指定管理について、管理業務の内容を精査するため。

件名、議案第 66 号、村民体育施設の指定管理者の指定について。村民体育施設の指定

管理について、管理業務の内容を精査するため。

件名、議案第69号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正について。議案第65号、大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定について及び議案第66号、村民体育施設の指定管理者の指定についての取下げに伴い、関連する本議案の内容に変更が生じたため。

令和3年12月2日

大衡村議会議長 細川 運一 殿

大衡村長 萩原 達雄

議長（細川運一君） 朗読のとおり、4件の取下げの請求を許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は、通告順に発言を許します。

通告順5番、小川克也君。

1番（小川克也君） おはようございます。

通告順位5番、小川克也です。私は2件通告していますので、通告に従い、一問一答で質問します。

1件目は、奥田地区内県道整備の状況はについてです。

第二仙台北部中核工業団地は、平成13年以降自動車産業をはじめとした製造業を中心に14社が進出しており、雇用の創出など地域経済の活性化につながっています。しかし、その従業員の通勤経路の一部となる奥田地区内の県道の交通量は年々増加傾向で、交通事故のリスクが高まっていると感じます。また、第二仙台北部中核工業団地は提供できる用地が少なくなったことから、新たに造成して用地を整備し、企業誘致を進め、分譲開始を令和7年4月頃を予定していると、先月11月8日、村井知事が公表しました。

このことを受け、奥田地区内県道の整備が急務であると考え、次の3点について伺います。

1 点目、衡下団子沢地内から奥田中沢地内を結ぶ路線新設計画がありますが、進捗状況はどうでしょうか。

2 点目、近年の奥田地区内県道の交通量はどのように変わってきているのか。また、交通事故発生状況はどうでしょうか。

3 点目、奥田地区内県道の交通安全対策として、どのような取組をしているのでしょうか。

次に、2 件目はスポーツ少年団指導者の育成促進をと題し、質問します。

令和 2 年度よりスポーツ少年団指導者制度が改正され、4 年に 1 度、資格更新手続が必要になり、登録料が発生することになっております。そこで今回の制度改正により、スポーツ少年団指導者の負担が増すことから、既に資格を保有している方による指導体制の継続に加え、新たに指導者の確保を図るため、指導者資格登録に係る費用の一部を助成する考えはないかについて、次の 3 点伺います。

1 点目、制度が改正されますが、その概要を説明願います。

2 点目、スポーツ少年団指導者育成の取組として、どのようなことを行っているのでしょうか。

3 点目、スポーツ少年団指導者資格登録に係る費用を助成できないでしょうか。

以上、2 件について質問させていただきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

小川克也議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

2 問ございますけれども、2 問目のほうですね。スポーツ少年団の関係につきましては、教育長よりご答弁をさせていただきたいというふうに思いますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、その 1 問に対してお答えをしたいと思います。急務である奥田地区内県道整備の状況はとのご質問であります。その第 1 点目の衡下団子沢地内から奥田中沢地内を結ぶ路線新設計画があるが、進捗状況はというご質問であります。

これにつきましては、県道大衡駒場線ですが、国道 4 号キタセキのところから県道石巻鹿島台色麻線までの戸口のところでありますけれども、までの現延長 5,033 メートルの路線であり、平成 7 年度に村道から県道に昇格されて以降、平成 13 年度まで整備された路線であります。しかしながら、路線の一部に土地の境界が未確定となってい

る箇所があることから、平成14年度より事業休止となっている現状にあり、1,440メートルの未改良区間があります。

このような状況から、村といたしましては仙台第二北部中核工業団地への企業進出計画に対応するべく、宮城県と協議の上、県道大衡駒場線を補完する路線として、村道奥田工業団地西線を平成20年3月に路線認定し、平成20年度から平成23年度に国土交通省所管事業補助金を活用し、整備を行っております。

なお、県道大衡駒場線の事業の再開については、県内事業の優先順位や当該用地取得の実現性について、総合的に判断して決定したいとのことであります。

2点目、近年奥田地区内県道の交通量はどのように変わってきているのかと、また事故発生状況はどの質問であります。県では5年に1度の調査となる全国道路・街路交通情勢調査を今年度実施中で、調査結果が公表されるのはまだ先であることから、現時点で明確な交通量についてはお示しできないところであります。村内に従事する従業員数が増加傾向にあることから、年々交通量が増加傾向にあると感じているところであります。

また、事故発生状況については、過去3か年の発生状況として、令和元年が5件、令和2年が1件、令和3年が3件となっており、いずれも物損事故であります。

3点目の奥田地区内県道の交通安全対策はどの質問であります。村内の交通安全対策については、通学路安全点検等を通じて関係機関と連携し、対策を講じているところではあります。当路線の交通安全対策については県道道路維持として、区画線設置について対応していただいているほか、村では交通安全指導員による街頭指導のほか、地域の皆様のご協力をいただきながら安全の普及、啓蒙活動を行っております。

村といたしましても本路線の重要性を十分理解し、これからも継続的な要望と併せて用地境界確定に向けて地権者交渉等に協力をしながら、事業再開に向けて努めてまいりたいとこのように考える次第であります。

2点目につきましては、教育長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） おはようございます。

次に、2件目のスポーツ少年団指導者の育成促進をとの一般質問にお答えいたします。

1点目の制度が改正されるがその概要はとのご質問ですが、公益財団法人日本スポーツ協会、略称J S P Oとありますが、公認コーチングアシスタント資格への移行につき

ましては、日本スポーツ少年団の指導者制度の改定に伴いまして、スポーツ少年団認定員、認定育成員の資格が廃止になり、令和元年度にスポーツ少年団認定員として活動していた指導者が、今後少年団の理念を学んだ指導者として指導者登録するためには、更新登録制のJ S P Oのほうの公認コーチングアシスタント資格に資格を移行することが必要になります。移行手続の対象者は令和元年度にスポーツ少年団認定員として登録しており、大衡村では25名おりますが、後進登録制の公認資格を保有していない指導者、こちらはスポーツ協会のほうの資格になります。既に競技別の資格、スポーツ協会のほうの公認資格を保有している方は、公認コーチングアシスタント資格への移行手続は不要になります。資格の移行期間は令和2年度から令和5年度の4年間で、旧スポーツ少年団認定員資格保有者がJ S P Oの公認コーチングアシスタント資格へ移行手続きできるのは、令和5年11月までになります。この期間に移行手続を行わなかった場合は、令和6年度以降はスポーツ少年団指導者として登録することができなくなります。登録料につきましては、1万3,000円。内訳として、資格登録料が1万円、4年分となります。と、初期登録料が3,000円となります。資格の移行時は、更新研修の受講の必要はないというようなものでございます。

2点目の指導者育成の取組はとのご質問ですが、宮城県少年団の研修会や仙台北地区スポーツ少年団連絡協議会の研修会への参加等、これまでもスポーツ少年団認定員養成講習会の資格取得のための受講料、こちらは3,600円かかりますが、につきましては大衡村スポーツ少年団から研修費の中で助成しておりまして、指導者育成の取組を行っております。

3点目の指導者資格登録に係る費用を助成できないのかとのご質問ですが、指導者資格の登録につきましては、単位スポーツ少年団に最低2名の登録が必要になります。大衡村スポーツ協会と仙台北地区スポーツ少年団連絡協議会からは、大衡村スポーツ少年団へ補助金を頂いておりまして、単位スポーツ少年団からは会費を頂いて、村のスポーツ少年団の事業運営を行っております。大衡村スポーツ少年団の経費、研修費のほうからこういった登録料の助成をするという方法も考えられますので、今後スポーツ少年団との会議等の中でも、こういった助成できるかどうか等についても、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） それでは、1件目の奥田地区内県道整備の状況はについて、1点目から

順に再質問します。

1点目ですが、衡下団子沢地内から奥田中沢地内を結ぶ路線新設計画ありますが、その進捗状況はどうかについて、以前佐野議員が奥田地区内県道整備の要望強化として一般質問しておりますが、同じ質問になるかと思いますが改めて伺いたいと思います。

事業に必要な土地が未確定であるということで、いろいろと交渉などに当たっていただいているわけですが、結果的には進展が見られない現状ではあるのではないのかなと思います。住民からはどこを通るのやと聞かれて、具体的に路線を示してほしいという声を聞きます。そこで、具体的な計画図、計画路線、計画案があるものなのか、その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この路線につきましては、村道から県道へ昇格したのが平成7年でありまして、先ほども申し上げましたとおり、そのうちの未整備区間1,440メートル、これにつきましてはなぜ進まないのかということの理由であります。事業反対者がいることや筆界未定地があることから、用地買収が難航を極めておるところであります。そういった理由のため、今途中で止まっているというか、そういうことになっています。これは議員もご案内のとおりだとこんなふう思うわけですが、この事業の再開については県内事業の優先順位や当該用地の取得の実現性等について、総合的に判断して決定したいというのが県の方針でありますから、しかし県としても、これまでの県の一連の事業に対する姿勢を見た場合に、一旦頓挫、頓挫というのはおかしいんですが、一旦頓挫して保留になっている、そういった場所につきましてはなかなか再開することが後回しに、優先順位がありますので、後回しにされてですね。絶対しないというのではないんですけれども、後年度にすることはするんだろうけれども、県の方針としては一旦頓挫したのは後回しになってしまうというのがこれまで県の事業の、県のみならず国ですね、国なんかも顕著にそういうことがあります。そういったことで、なかなかそしてまだまだ用地買収の筆界未定地やら、そういった方々との合意形成がまだ取れていないということもありますので、なかなかそれが合意形成した場合に再度スタートといいますか、エンジンがかかってくるのかなとこんなふうに思います。

なので、それを我々も注視しているということでもありますし、さらにはそれだけではなくて、その地権者等々の皆さんとも事あるごとにいろいろと接触したり、そういったこともしているところでもありますので、ご理解いただければというふうに思います。

路線図ですか。路線図につきましては、都市建のほうで保管しているというふうに思っておりますが、課長に答弁をさせます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 計画図、計画のルートのご質問ですけれども、この事業、県の事業ということで、事業実施中につきましては一旦その計画図というのが描かれており、県のほうで保管されているというふうに認識しております。ただ、おおむねのルートといたしましては、都市計画決定された道路となっておりますので、そのルートについてはこういうルートを通るんだよという部分につきましては、村が保管しております都市計画図のほうでも、確認ができる状況となっております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） そのように村、県で保管しているということですが、改めてこのような路線の計画がありますよと、再度住民に何かの機会で説明なり周知していくのも用地買収を進めるきっかけにもつながるのかなと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それは当然議員おっしゃるとおりでもあるというふうにも思いますけれども、しからばこの路線がストップしているのはいかなる理由なのかということになりますと、その関係者に反対している人もいます。それから、まだ筆界未定もいるという方々のプライバシーというのもおかしいんですが、特定につながったり、誹謗中傷なりそういったものに発展してくる可能性もなきにしもあらずということで、あまり理由がこうだからこうなっているんだということは、積極的に村としては発信できないというふうに、私は認識をしておるところであります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 用地を取得しても、すぐに整備が完成するわけではないと思います。進められるところから進めていくような、村でも考えを持ってですね、県に引き続き事業再開に向けて、関連情報の提供や地権者の交渉等に協力して、執拗に要望していただきたいと思いますが、その件について伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村としても鋭意そういった姿勢で臨んでまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 次に、2 点目の近年、奥田地区内県道の交通量はどのように変わってきて、交通事故発生状況はどうかについてですが、答弁でもありました。ご存じのとおり年々交通量は増加傾向であるということで、今や第二仙台北部工業団地に向かう朝は、車で特に通勤ラッシュには次から次へと車が来るものですから、沿線住民からは県道に出るのがすごく大変だという声があります。

そこで、奥田集会所の丁字があって、第二仙台北部工業団地に向かう交通量、ちょっとだけですけども調べてきました。朝 7 時半から 10 分間ではありますが、約 146 台通りました。約 4 秒間に 1 台通ることになります。やはり住民も出るのに苦勞するのが分かります。

1 点目の計画が進まない中、現在交通量が増えて事故のリスクも高まっています。このまま奥田地区を放っておくのは大変危険であると考えますが、この後どのように地区内考えているか、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この交通量の増加であります。本当に議員おっしゃるとおり、近年ますます増加してきているというのは、全く私も同感であります。

ちなみに、この平成 27 年のデータになりますけれども、道路交通センサスがございまして、平成 27 年ですね、奥田集会所付近での調査結果が手元にあるところでありますが、平成 22 年度につきましては、昼間の 12 時間の交通量は 3,383 台でありました。そして、平成 27 年度は逆に減って 2,755 台というデータがあるわけでありまして。これは何を意味するかというと、奥田西線が供用開始されたことによって、この 3,300 台から 2,700 台に落ちた、落ちたというもおかしいんですが、減ってきたということの証左ではないかなとこんなふうにも思っております。

したがいまして、そうは言ってもやはり 2,700、3,000 台も通行量あるわけでありましてから、当然あの狭い、センターラインがある道路ではありますけれども、狭い本当に道路であります。危険が伴って、常に危険と隣り合わせであるということについては、私たちが本当に心配といいますか、しているところでありまして、横断歩道なりそういったものなり、あるいは蒜袋のほうから来る変形丁字路というんですか、ああいうところなどの関係も早急に改善していけたらいいのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 村長もいろいろと考えておりますけれども、奥田地区内の道路状況として、集会所を過ぎて仙台北部工業団地に向かって、その緩いカーブがあります。そこが見通しが悪く、大変危険であります。事故も既にその付近で、先ほども答弁にありましたが、今年 3 件中、その付近 2 件起きているのではないのかなと思います。記憶では、25 年前その緩いカーブで交通死亡事故も起きています。

いろいろ村長も考えているところではありますが、その付近を例えば現在緩いカーブ付近で破損している反射板、ガードレールを交換するなり、線形誘導標を大きくしたり、スピード落とせの看板を設置するなど、その辺から早急に要望し整備していくことも必要かと思いますが、再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは都市建設課長に後で補足説明をさせますけれども、県道という性質上、村としていろんなデリネーター、反射のついたあのポール等々とか、そういったものは県の県道、あれ村のだから、村のじゃないよね。（「県です」の声あり）県のデリネーターが設置されておまして、その破損状況等もちろんあるわけでありますから、そういったものについては逐次県のほうに報告して、新しい物にしてもらう要請活動は常々しているところではありますが、県もいろんなところがありまして、なかなか手が回らない状況もあるようでありますので、なかなかすぐ今日言ったから明日なるというようなものでもありませんが、しかし、そんなことも言っていただけません。我々も随時、臨機応変に対応してまいりたいとこのように思いますけれども、その担当課である都市建設課長にその辺について詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまのご質問、ご指摘ありました県道の箇所、交差点付近前後のところでは 2 か所ほど交通事故が発生した状況が、まだちょっと修繕されていないというような状況なんかもございます。以前からその辺、県のほうに発生した段階で情報提供しながら、修繕等々のほうはお願いしている状況でございました。

それで、ああいった事故の場合ですと、原則その当事者の方が負担で直すというような形になっておまして、現場にある 2 か所中 1 か所については当事者が分かっている、その関係の修繕についてはやり取りをしているという状況、あともう 1 か所につきまし

ては残念ながら警察のほうとも連携しながらやっておるんですが、当事者の方がちょっと分からない状況ということで、県独自の修繕についても検討していますよというような話もいただいております。

そういった対策につきましては、先ほどの村長の答弁のとおり随時問題点が発覚した場合に、県の道路管理者、仙台土木事務所のほうに情報提供等お願いをしながら対応はしているところでございます。

今年度で言いますと、例えば衡下地区のところのちょうど団子沢地内の交差点のところ、あの区画線が消えておりまして、交差点をショートカットするような状況で交通事故の懸念がされるようなところで、そういったところの対策をお願いしたところ、現予算の中で区画線の設置の対応等を早速していただいたというような事例もございますが、なかなか県のほうも全域的な管理の中で、すぐに対応できる部分とできないところがあるというようなところが現状のようでして、その部分につきましては引き続き粘り強く現状の説明をしながら、対応のほうを要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 村側でもその付近に対して把握して県に要望しているところでありますが、もう一つ奥田地区内の現状をお聞きしたいと思います。

通告にはありませんが、奥田地区内の中沢停留所と奥田停留所の令和3年度万葉バス乗降者数どのくらいか。また、本村で何番目に多い停留所になっているか、お伺いしてよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 通告になくて具体的な数字の請求となると、担当課でも今すぐ答弁できるような状況にはないと思いますので、今の質問についてはちょっと差し控えていただきたいというふうに思います。

答弁できますか。できるそうです。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

ご質問にありました万葉バスの奥田地区内の状況でございますけれども、万葉バスにつきましては村内5路線ありまして、そのうちバス停留所63か所あります。そのうち奥田地区内のバス停が3か所ありますが、乗降者数、これ今年度の10月末現在の資料でございますけれども、主に大森線を主体としまして、小学校、中学校の乗降をする児童・生徒が多いんですけれども、その中で小学校で降りられる児童数、そのうち約半数が奥田地区内の中沢と奥田の停留所になっております。全体から見ますと、乗降者数の順位

づけでいいますと、数で今小学校前で乗り降りするというのが一番多いんですが、その次に多いのが奥田地区内の中沢が2番目、3番目が奥田地区、奥田の停留所となっております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） ありがとうございます。

中沢停留所が本村で2番目、奥田停留所が3番目ということで、奥田からバスを利用する児童・生徒、村民が多数いて、その朝の交通量が多い時間帯にバスを待っているわけです。雨の日になりますが、ちょっとそこを通ったときに、児童・生徒を含め保護者、10名以上待っていたのではないかなと思います。奥田地区内交通量増加傾向であります。万が一、先週横浜市でバス停に車が突っ込み、付近にいた人をはねた事故もありました。

いろいろと村でも県に要望しているところもありますが、この辺を含め、安全なところにバス停や停留所を設けるなり、防護柵を設置するなど、または児童・生徒にいま一度バス利用について指導することも今後必要かなと思いますが、その辺について伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長ではないの、都市建設ですか。後から教育委員会には答弁求めますけれども、村長部局での答弁は。バス停の安全対策ということの、ハード面でのことについての質問。村長。

村長（萩原達雄君） バス停、奥田地区は確か黄色いバスですよ。あの黄色いバスも青いバスも赤いバスも、皆、主に一般村民はもちろん乗るときもありますけれども、通園、通学等々に使っている、そういう子供さん方が利用されるのが一番多いだろうなというふうに把握はしておりますけれども、そんな中で、そのバス停の位置が本当に安全な場所にあるのか、あるいは危険な場所にもあるのか。そういったことをやっぱりみんな、みんなといいますか、自分の子供がいなくてもどうしても無関心になっちゃったりするものであります。しかしながら、やはり子供なりそういった方々は地区の宝でもあります。村の宝でもあります。そういった方々の安全安心を担保するような、そういった大人も、大人といいますか周りの住民の方々も、そういったことでご意見などいただければ、その教育委員会等、あとで教育委員会のほうでもお話あると思いますけれども、停留所の移動なり、あるいはもっと安全な場所があれば、あればの話ですよ。なければ、でもどうしようもないんですけれども、あればそういったところに移動なども、これは柔軟に対処していくべきだと私は思っています。が、しかし、やっぱり一回決めたもの

はなかなか変更しないのが、行政のあまりよくないところかもしれません。

そういったことで、その変更について柔軟に対応できるようなふうにならないかどうか、そういったものを考えていきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） バスの乗降関係につきましては、万葉バスとか代替バス、それにかかわらずスクールバスも子供たち利用しておりますので、安全な乗降等について学校のほうからの指導であるとか、あとは乗車中についても運転手のほうから指導といいますか、危険がないようにということでお話をさせていただくということで、安全を確保、教育をしているというところでございます。

なお、スクールバス等の停留所等につきましては、毎年乗る場所が違ったりしますので、そういったことについてはある程度柔軟に対応はしているところでございます。

なお、万葉バスについては、奥田はフリーバス区間でございますので、今集まっている子供たちについてはその場所ということで、選んで乗っているということでございます。

なお、危険があるかどうか等については、地区のPTAであるとか、そういったところと情報共有しながら、移動するのであれば柔軟な対応は可能かなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） このような奥田地区の交通状況を踏まえて、村長、一つお願いがあります。村長は本村の県道整備について、数々の会合の中で要望活動を行っており、尽力いただいております。奥田地区内県道の路線新設計画や整備を促すような取組として、県内事業の優先順位とかあるかと思いますが、改めて村井知事に直談判していただきたいと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。村井知事もこの間選挙が終わったばかりでありまして、この役場のところにも来られました、選挙期間中ですね。その際にも、村井氏のマイクをちょっと私も握ったんですけども、さらにはその村井知事も大衡村のために頑張りますと、まあ、これはリップサービスかどうかは分かりませんが、そういうふうで大衡村のために私は頑張りますということによっておられました。機会があったら、ぜひそういったことを要望してまいりたいというふうに思っております。

ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 機会あれば、ぜひお願いしたいと思います。

また、報道で知事がこのようなことを言っておりました。第二仙台北部工業団地はインフラが整い、インターチェンジも近く、恵まれた環境だと。奥田地区の皆様にとっては交通量も増え、事故のリスクも高まっており、決して恵まれた環境ではありません。知事は、奥田地区内の現状について理解していないのではないのかなと思います。ぜひその辺含めて、直接奥田地区内の状況をお話ししていただきたいと思います。再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当にもっともなご意見だというふうに思います。工業団地、広大な面積を誇って、大衡村のみならず、東北の工業集積地ナンバーワンの場所でもあります。そういったところの周辺環境整備、そういったものは本当にこれから要望の材料に、今の話大変よかったなと私は思います。

というのは、王城寺原があることによって、いろんな要望活動やらをやっているわけですから、それに準じたような何かしらその迷惑を被っている、迷惑というのではないんですけれども、日常生活に支障があるような事態が今発生しているんだというようなことで、これは本当に訴えていってもいいのかなとこんなふうにも思いますので、ただ、あまり企業を刺激するようなことではなくて、それとは別な角度でやっていければなど。

小川議員のおっしゃることね、私も同感でありますから、そういったことを今後、やはり昨日佐野英俊議員からもあったように、川のしゅんせつ等々、そういったものも含めて要望していければとこんなふうに思っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 私が知事に行ったところで、会えるわけありません。またお話ししても、重みがないのかなと思います。村長公務が重なり、大変お忙しいかとは思いますが、足を運ぶことによって、知事も何かを動かすきっかけにつながると思います。奥田地区の県道整備は急務であると、直接お伝えいただけるようお願いしたいと思います。

次に、3点目の奥田地区内県道の交通安全対策はどのような取組をしているかについ

て、毎朝の交通指導隊のパトロールや地区の皆様の街頭指導などによって、交通安全対策に日々尽力いただいていることに対して深く感謝を申し上げたいと思います。引き続き、学校や関係機関、各種団体等と密に連携を図っていただき、交通安全対策を今後も強化していただきたいと思います、その辺について再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは交通安全、総務課担当でありますので、総務課にちょっと振りますけれども、まずもって交通安全対策をどのように奥田地区に対して、地区に対してというわけではないんですが、やっているのかということでもありますけれども、先ほども都市建設課長のほうから区画線の設置工事、団子沢のところの交差点ですかね、のあたりもやったところでありまして、そうやっていますし、あと通常は交通安全指導員による街頭指導やら、そしてまたさらには交通安全母の会等々、あるいは交通安全協会等々の役員の皆さんなり、そういった方々に通常は交通安全の啓発活動をしていただいております。

そのほか、通学路安全点検危険箇所としてマークして、マークしているというのもおかしいんですが、大衡村としてこう挙げておりますところは、対策がまだ未実施ではありますけれども、大衡駒場線、奥田側付近で歩道が東側から西側にシフトしていて、その横断歩道が、歩道と歩道を横切ってつなぐ横断歩道が今まだないわけでありまして、これもずっと前から県にも進達しておりまして、改良、改善してほしいというふうに言っているところでありましたけれども、まだそれが実現してないというそういった現状にあるところでもあります。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 私答弁しようと思っていたことを全て村長に答弁していただいたような感じでございますけれども、当然県による区画線の設置関係、奥田地区ですね、その関係についてはやっただいていると。あと、交通安全指導員、あとは地区住民母の会等々の街頭指導等々もやっていると。あと、奥田地区とは限っておりませんけれども、最近五反田地区等に看板、学童飛び出し注意等々の看板ですとか、あと今現在ちょっと今懸念されているのは、国道457のサンエーテックのところですかね。あそこちょっと横断歩道ありますけれども、そこら辺の関係の部分について、何か注意看板の関係ができないかというのをございますので、奥田地区も県道ですけれども、そういった看板は設置でき得るかどうか、土木との協議にもなるかもしれませんが、そういっ

た形でちょっと考えていきたいというふうに思っております。

なお、横断歩道、先ほど村長答弁した横断歩道については、公安委員会の協議が当然必要になってくるということになりますので、信号と同じ取扱いですね、そういった形になりますので、そこら辺については粘り強く、ちょっと状況等伝えながら頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） ありがとうございます。

次に、2 件目のスポーツ少年団指導育成について伺います。

1 点目、制度が改定されますが、その概要について確認をいたしました。が、まずスポーツ少年団の今現在指導者が25名いるということですが、その中で何名更新していただいたのか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 更新手続終わった人ということであれば、1 人ということを確認しております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 1 名ということで、今後指導者として期間がありますが、更新していかないのかなとすごく心配になりますが、これからどのように更新していただけるように促していくのか、その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） スポーツ少年団として登録するために必要な要件というのがやはりありまして、その中で指導者は必ず2 人という要件があります。その指導者の要件が、今まではスポーツ少年団の内部の協会の資格だったんですが、それがスポーツ協会に移行することによって、そちらの移行されたスポーツ協会の資格を取らないと指導者になれない、その2 名ですね。単位団体に2 名いないとなれないということになりますので、その必ず登録する団体のほうの2 名、少なくとも2 名は資格を取らなくてはならないことになってくるということでございますので、それをすぐ今年とかということではないので、移行する4 年の間に順次になるのか、あとはスポーツ少年団の子供たちが成長することで入れ替わりが出てくるんですよね。ですので、そのときに新たに指導者として登録するということもあり得ますので、その辺は随時見ながらいろいろご相談とか指導とか、そういったものには対応していきたいというふうに思っているところでござい

す。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 次に、2 点目の指導者の育成の取組についてですが、県の研修会や仙台北地区のスポーツ少年団連絡協議会などで取り組んでいただいているわけですが、例えば団員の命を守るために、救命の講習会やけが予防等応急手当の技術を学ぶテーピング講習会を万が一の事態に備えることを目的に、これから活動する上で本村でも研修等行っていく必要があるかと思いますが、その辺についてどのように考えているか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） スポーツ少年団の中で先ほど研修費という話を答弁の中で入っておりますけれども、そういった予算措置という形をしておりますので、その中でそういったいろいろな本当にテーピングの研修であるとか、そういったことも可能になっておりますので、そういったものを活用していくような形で、スポーツ少年団、団体のほうとの調整をしながら進めていければなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 指導者は一度その県の研修会で救命やテーピング講習会、研修をしている方も大半はいるかと思いますが、1 年も経てば、私もですけれども、救命講習会 4 回過去に受けていますが、ただ、忘れる部分があります。指導者はもちろん保護者にも向けて、本村で独自に年次的にこういう研修会等取り組んでいくのも必要かと思いますが、再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 今の質問はスポーツ少年団ということでは質問になってはいますが、スポーツ協会とかあとは村のスポーツ振興とか、そちらのほうもいろいろかみ合わせて連携をしながら、そういったスポーツ振興に必要な部分の研修ということであれば、タイアップしながらやっていくというのも一つかなというふうに思いますので、そういった形で進めたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 最後に、3 点目の指導者資格登録に係る費用を助成できないかについてですが、本村でもスポーツ少年団の会議の中で検討していくということですが、スポーツ少年団は団員、子供たちの健全育成に本当に大きく貢献しているかと思いますが、情熱

を持って指導されている指導者の皆さん、ボランティアで活動しているわけです。指導者の負荷を少しでも和らげていただけるように、お願いして最後の質問といたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） その助成、金額は1万円とか、あと初期登録で1万3,000円ですかね。そういったものが初めに、移行の関係でもかかってくるということで、それは負担になるんだろうなというふうに思っております。今の質問の中にもあったように、子供の健全育成、あとはスポーツ振興ということで非常に大きな貢献をさせていただいているという認識でございますので、そちらの村からの助成の部分と、あとスポーツ協会ですね、あとはスポーツ少年団と、そういった団体、村も含めて3つになりますので、そちらで村のほうでできるところとそういったところを調製しながら、あとはこういった助成、金額をベースに、こういった金額にしてほしいのか、そういうところも聞きながら調整していければと思っているところでございます。

議長（細川運一君） いいですか。（「はい」の声あり）

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順、6番、赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 通告6番、赤間しづ江であります。

私は、公の施設の指定管理者選定手続を問うということで、一問一答で質問いたします。

大衡村の公の施設が指定管理されるようになって、15年になります。クリエートパークが1年早い平成18年度に指定管理されましたが、ほかの施設については平成19年度から5年ですから、15年経過したことになります。

令和3年度末で村内7施設の指定管理期間が満了し、更新の時期を迎えます。

令和4年度から8年度までの指定管理施設として青少年交流館が対象から除かれ、新たに屋内運動場、村民プール、そして大森プール、3つの施設が追加されました。施設の数としては、9施設となる予定です。

今までの全員協議会で示された資料によりますと、令和4年度から8年度、5年間の指定管理料の総額は約6億9,500万円、これを単年度当たりによりますと約1億3,900万円です。そういう金額となります。

今回の更新に当たっては、10月に公募による指定管理者の募集が行われました。11月10日の選定委員会の審議を経て、株式会社万葉まちづくりセンターが指定管理者優先交渉権者と決まっています。

そこで、今回の更新の手續に関して、私は次の5項目について村長の答弁を求めたいと思います。

まず、1点目でございます。長い間、1者の競争がない状況で指定管理をした経緯がございます。今回指定管理者を公募によりますとした理由についてお尋ねをいたします。

2点目です。公告から申請締切りまでの募集要項周知の方法、それからスケジュールについては適切だったか。

3点目、選定委員の構成メンバーはどうなっているのか。委員長、副委員長はどなたが務めておりますか、伺います。

4点目の、事業者選定評価基準はどのようなものでしょうか。そして、その中で特に重点としている項目は何であるか、伺います。

質問項目の5点目です。公募によって競争原理が働き、指定管理者にはより緊張感を持った管理運営が求められてくると思います。毎年度末に出される実績報告書と併せて、事業等の評価が重要になってくるのではないかと思います。

村長の考えを伺うものです。

第一問目、以上でございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 赤間しづ江議員の一般質問に、お答えをいたしたいと思います。

まず、公共施設の指定管理者選定手續を問うとのことでもありますけれども、その中の1点目であります。

指定管理者を公募によりますとした理由についてというご質問であります。昨日も石川敏議員の質問とも重複する部分が大分あるというふうに理解しますので、ご理解をいただきたいと思います。

この指定管理者を公募によりますとした理由については、本村の指定管理者の募集については、平成18年度に議員仰せのとおりスタートしてから、これまで公募によらない方法

で行ってまいりましたが、これは当該公共施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより安定したサービスの提供や事業効果が期待できることから、村の第三セクターである株式会社万葉まちづくりセンターを指定管理者として選定してきたところであり、これまでは。

しかしながら、本来指定管理者制度とは単なる価格競争による入札とは異なり、民間事業者等が有するノウハウを活用することで住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを目的とすることから、現施設管理者が継続して安定的に施設を管理する必要性と指定管理者制度の目的とを検討した結果、住民サービスを効果的かつ効率的に提供するための手段として、民間事業者等に幅広く求めていくことが重要であるとし、公募するとしたところであります。

議員の皆さんからもそういったご要望とございますか、ご意見が過去においてもあったところであります。

次に、2点目の公告から申請締切りまでの募集要項周知の方法、スケジュール等は適切だったのかというご質問であります。昨日の問いにも答えておりますが、今回の募集においては、村のホームページにおいて9月17日に公募に係る事前告知を行った上で、10月1日から11月1日まで募集を行っております。募集期間については、宮城県や他市町の事例を参考としながら、募集前に約半月の事前告知を行った上で、1か月の募集期間を設けており、事前告知を行った上での募集としたことで十分な募集期間を確保できたものと考えております。

次に、3点目の選定委員の構成メンバーはどうなっているのかということであります。委員長、副委員長は誰が務めているかのご質問もあります。選定委員会の構成メンバーはこれも昨日申し上げたとおりでありますけれども、委員長が副村長、副委員長は存在しておりません。委員に総務課長、企画財政課長、都市建設課長、産業振興課長、健康福祉課長、社会教育課長の合計7名であります。

なお、委員長の副村長は申請者である株式会社万葉まちづくりセンターの代表取締役である立場から、第一次審査及び第二次審査には一切加わっておりません。

次に、4点目の事業者選定評価基準はどのようなものかということでありますが、特に重点としている項目は何かのご質問であります。今回の指定管理者候補者の選定においては、指定管理者選定評価表により候補者を選定しております。これも昨日申し上げたとおりでありますけれども、指定管理者選定評価表は26項目の審査基準をそれぞれ

れ5段階で点数づけをするもので、委員それぞれが評点を行い、150点満点のうち90点以上を適正合計評点と位置づけ、適正合計評点以上をつけた委員が過半数以上となった場合に適正と判断するものであります。複数の申請者がある施設については、適正と判断されたものの中で、全委員の合計点数が最も高いものを候補者として選定しております。

なお、特に重点としている項目につきましては、サービス向上のための実現性の高い提案があるのか。それから、施設の現状を正しく認識して、今後の在り方に対する具体的かつ適切な提案がなされているのか。利用者または使用者に対するサービスの向上策は適切であるか。同種施設の管理または運営実績があり、村の施設等を良好に管理する、または運営する能力が期待できるのかの4項目となっております。

次に、5点目の公募によって競争原理が働き、指定管理者にはより緊張感を持った管理運営が望まれる。毎年度末の報告と併せて、評価が重要になってくるのではないかとのご質問であります。指定管理者は毎年度末に事業報告書を提出しなければならないこととしており、各施設における報告内容を各担当課において確認しております。現時点では事業報告に対する評価は行っておりませんが、今後は現施設管理者の管理、運営状況の評価を行った上で、改善すべき点が出てきた際には随時指定管理者と打合せを行いながら、よりよい施設の管理運営となるよう努めていきたいと、このように考えております。

また、今回指定する指定管理者には効果的で効率的な管理運営を行っていただくことはもちろんのこと、さらなる住民サービスの質の向上が図られるように、新たな取組を取り入れるなど創意工夫の上、民間企業のノウハウを存分に発揮しながら、施設管理に努めていただくことを期待しているところであります。昨日から、その前からそのような理由の中でいろいろとご説明を申し上げた次第でありましたけれども、残念ながら皆様方のご理解がいまいち得られなかったということで、先ほど冒頭で議長のほうからあったように、一部取下げをしたところでもございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 第1点目の公募に関しては、村長の答弁に、民間事業者等に幅広くその手段を求めていくことが重要であると判断したと、そういうことでの公募に至った経緯が、公の施設の指定管理に関しては、平成17年度に公募によらない選定理由として、

専門的・高度な技術を要する、それから地域の人材活用、雇用の創出に貢献している、指定管理を行っている公の施設、引き続き管理を行うことによって安定した行政サービス、これが期待できると、こういうことで過去15年間競争なしの1者随契のような形で管理を行ってきたと思います。

5年前のたまたまその3回目の更新のときに、これ議会広報の171号なんですけれども、付帯決議をつけての決定をされたものですが、この中ではかなり議員の皆さんから質疑がなされました。積算の基準を明確に示せ、あるいは従業員の賃金に至る労務管理に関することまでのいろんな質疑があったようです。

村長はこういった5年前の議会からの声も意識しての公募ということを決意したものなのか、その辺の考えも伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるとおりであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 今回5年間の総額が6億9,500万円という多額でございます。それは5年間にお支払いをしますという約束をする金額でもあります。こういう状況の中で、公募によってある施設は4者の応募があったわけです。公募による効果とも受け止められます。そのことについて、村長はどのような感想をお持ちですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるとおり、児童館につきましては4者の応募がございました。ということは、やはりそういう事業運営に精通した事業者が多々おられるんだなということを認識した次第でありまして、しかしながら、先ほど申し上げましたとおり評点でもって評価しますと、これまでどおりの万葉まちづくりセンターが最適任であるというふうに検討委員会で判断したということでございます。

でありますけれども、他施設についてはそのほかの応募がなかったわけでありまして、なかったのはちょっと寂しかったなというふうに、こんな感想を今持っているところであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 次に、2点目のスケジュールについての質問です。

今回募集前に事務担当者レベルで7月あたりから検討を始めたという、常任委員会等の説明もございました。募集前の約半月間の事前告知、それから募集の期間は約1か月

ですね。そうすると、1か月半の募集期間を確保できたという村長の答弁でございます。

大衡村は公の施設指定管理、15年ずっと同じ事業者が担っております。そういうことが、新規応募の参入を、もしかしたら募集には応ずる機会がないと思われていたとも思われるところもあるんですが、その辺の村長の認識はいかがでしょうか。そして、そういうことも含めると、募集期間のこの期間は適切だったとお思いになりますでしょうか。その辺も伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 募集期間につきましては、このぐらい、このぐらいというのはちょっとおかしいんですが、十分な期間を設定して、適正な期間であるというふうに私は認識をしておりますが、さらにはそうしたんですけども1者しか応募しなかったということについては、やはりいろんなノウハウ、そういったものを主に児童館と違って、同種のそういった管理する業者が少ないのではないかと思うわけですね。私の感想ですよ、これは、あくまでも。ですから、児童館の場合はそういった業者が中央、地方を問わず散在しておりますして、そういったことで応募が4者あったんだらうと。こういった公園管理等々につきましては、やっぱり業者がどうしても限られてくるということでありまして、さらにはやはり長年やっている会社が存在しているということで、やはり新規参入についてはなかなか難しいとその業者が判断している可能性もあるのではないかなど、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 募集告知の方法についてです。ホームページというふうなことは伺っておりますが、そのほかにどういった手段でなさいましたか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 具体的には、企画財政のほうから答弁をさせます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般の指定管理者の候補者の選定に当たりましては、初めて公募によるということにさせていただきました。初回ということもありまして、他の自治体等を参考にしながら、今般ホームページで本募集の前に事前告知をして、公募しますよという周知をしたところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） ホームページ、もう今どきのツールですから、それはもうこの手段というのは一番的確なものなんでしょう。今回は、体育施設が新たに追加されたのもございます。もう少し早く分かっていたらというふうな声が聞こえてきたのも、事実なんです。ですから、その辺のことも考慮すると果たしてどうだったのかという思いもありますが、再度お答えを伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） もう少し余裕を持ったスケジュールでというふうなご質問かと思えますけれども、今般のホームページだけでの周知のほかに事前告知もさせていただいた結果、実際の応募につきましては複数の申請があったのは児童館だけではありませんけれども、その前に現地説明会も開催しております。現地説明会のほうにつきましては、児童館がたしか6者で、体育施設については3者があったというふう聞いておりますので、もう少し他の方法で早めの周知が必要だったのではということではございませんけれども、その現地説明会の参加者数も見ますと、他の事例も参考にしながら実施してきておりましたので、このスケジュールでよかったのかなというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 今回公募という形を取って、大衡村としての姿勢が、こう門戸が開かれたというイメージを、今回の小さな変化からでも認識されることを望みたいと思っております。

次に、選定委員の構成メンバーのことです。

委員長はその条例の施行規則等々にありますが副村長、それから各課長方が委員となっております。今回の選定委員会の審議においては、副村長、優先交渉権者である万葉まちづくりセンターの代表取締役であるというところからの配慮で入れていないということなんです。残りの委員の方々に特に中心になってまとめていらした方は総務課長かなと思われるんですが、そんな感じで選定委員会というのは進められたんですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 条例なり条例施行規則なりで委員長が副村長とはなっておりませんが、先ほど来赤間議員おっしゃるとおり、副村長はその選定委員会には当初から入ってございません。で、その中で委員長不在の中で進めてまいりましたのは、事務局であります私企画財政課長がその進行をさせていただいて、一次審査、二次審査を

経て候補者を決定したところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 指定管理者の選定基準というのがあります。村民の平等な利用が確保、それから法令遵守し施設を適正に管理、施設の効用を最大限に発揮させてサービスの向上、安定した経営能力を有して経費の削減が積極的に図られること、こういった選定基準というのがあるんですけども、今回副村長を外したとは申しても、外部から見れば内部の人間のというふうに捉えられかねないと、条例とか施行規則にはうたってはいますけれども、そういうふうには捉えられかねないということもあるのではないかと思います。この選定委員に関しても副村長という立場の方の置かれている立場からしても、この辺の状況を村長はどのように考えて、今後どのようにするほうがベターなのかと考えていらっしゃるか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 俺。

議長（細川運一君） 村長です。村長を指名いたしました。

村長（萩原達雄君） 副村長が、まちづくりセンターの社長ではあります。なので再三申し上げておりますけれども、その選定委員会には委員長として入っていないということであり、副村長という立場の人間が現存しているということは、紛れもない事実であります。でありますけれども、あくまでも私はそういう付度等々の多分そういうことをおっしゃるのかなと思っているんですけども、そういう付度、そういうふうなものは一切ないと私は断言をしたいと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 第三者から見た場合に、公平性であるとか透明性がきちんと確保されているんだというふうなことを、いろんな例えば書面でも何でもやっぱり整備しておく必要があるかなと思います。いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おっしゃる意味がちょっと理解しないわけではないんですけども、何か悪意といいますか、に取られるような発言をなされているような感じにも、私にとってはするわけですね。いかにも村の第三セクターの社長が、もちろん副村長であります。それはそうです。ですから、それをどのように赤間議員としては捉えて、どのように改善すればいいと思われているのか。それもまず、逆質問は駄目なんでしょうけれども、

これは昨日の石川議員の質問にも、そう私は本当は申し上げたいところがいっぱいあるわけでありまして。何をもちましてそういうことを言われているのか、私はどうも理解ができない。何か、色眼鏡が濃すぎるのではないのでしょうか。そういうふうには、私は捉えておりません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 村度とか、そんな気持ちで言ったのではないです。少なくともなれ合い体質にならないようにとにかくきちんとしたものを、書類であれ、その選考過程であれ、きちんとしていただきたいという思いで、そう申し上げているのでございます。

村長、答弁してください。

議長（細川運一君） 再度の質問ということで、村長。

村長（萩原達雄君） ですから、なれ合いのどうのこうのって、そういうことを発言なされること自体が、私にとっては何かどうも理解できません。何か悪意があつてといたしますか、そういうことで言っているような気もしないでもない。これは、私が一方的に感じたことを言っているわけでありまして。そういうことではないんですよ。ですから、公募にしたんですよ。今までだってそうでしょう。皆さんは、何でもまちづくり1者だけなんだというようなことを何回も言って、これまでも来られました。ですから、それを皆さんの理解を得られるような、そういった仕組みに持っていこうとして職員が頑張つて、そしていろんな積算等々をやって提示したにもかかわらず、こういった議案の撤回というような状況に追い込まれたと。追い込まれたというよりも、こっちからそうしたんですけどもね。

ですけれども、しかしそれで、ちょっと私申し上げたいのは、昨日の説明をなぜ皆さんが真摯に理解しようとしてくれなかったのか、私は逆に思っております。（不規則発言あり）いやいやいや、そういう方々が。（不規則発言あり）

議長（細川運一君） 冷静に、不規則発言は控えていただきたいと思ひます。

村長（萩原達雄君） ですから、なぜ理解が不能だったのかなど。もう少し時間があれば、もっとも議論を尽くしてもよかったのに、5時になったから終わりですって、こういうような話だったんですよ、昨日は。ですから、私は何ていうかその辺について、かなり憤りを感じている人間であります。私の主観ですから、これは。すみません。

議長（細川運一君） 開会冒頭ですね、村長から出された文書が村側の正式な見解であると議長は理解をいたしております。それ以外ございません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 仕切り直します。

村長の今回の公募という姿勢に踏み切ったというのは、すごく私どもは評価をしております。大きな一步を踏み出されたんだなというふうな形で、評価をしております。その点は、ご理解いただきたいと思います。

さて、次の4点目です。

事業者の評価基準について、詳細な26項目の審査基準、点数をつけて150点満点、90点以上を適正合計評点とするということでした。

11月15日の全員協議会のときに、企画財政課から出された審査及び評価のところ別紙審査書のおりというふうな表記があったんですけども、別紙審査書というのは議会に提示されたんでしたでしょうか。その辺の確認をしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 企画財政課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 11月15日の全員協議会でまず1ページにつきましては、その指定管理の更新についての概要をお示しさせていただいております。2ページでその指定管理者優先交渉権者の選定結果をお示しさせていただいております、あとは各施設ごとの積算基準でありますとか、そういったご説明の資料を添付させていただいたところでは。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 特に継続応募の場合ですけれども、今回万葉まちづくりセンターになると思うんですが、大衡村の公共施設を長い間指定管理なさってきて、結局大衡村に代わってもう管理運営を任されている施設なものですから、そういうところだと村民の顔が直接見える関係にあります。そういったところで、村民からとか利用者アンケートとかそういったものについては、この評価あたりでは何か生かされているものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それぞれ今般の申請書にこれまでの事業の実績でありますとか、そういった今後こういった考え方で指定管理をしていきたいというような応募でありましたので、過去に現在も指定管理者であります万葉まちづくりセンターにおいては、そ

の施設ごとに、例えば児童館であればそのアンケートを実施して、保護者等の意見がこういうふうにあったのでこういうふうに変更したいとか、こういう考えでやっていきたいと、それぞれの申請書にありましたので、その点も評価の対象になってございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） よくこの公の施設管理というのは、行政と事業者とが一体となって管理運営をするというところで、かなり大きな裁量権というのも与えられているはずですが。しかし、その施設が離れたり、管理主体が業者の方になったりすると、どうもその大衡村の受付業務をするにしても何でも、村がこう離れてしまうのではないかというふうな印象も住民には受け止められる向きがあります。そういったところから、こうした村民の声をつぶさに聴くということも、ぜひこれからも評点の中に付け加えていただければいいのではないかと思います。いかがでしょう。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 各施設の担当課と指定管理者において、その辺も含めまして、そのように進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 5点目の公募によって競争原理が働くということについて、この辺のことについて伺いたいと思います。

先ほども申し上げましたが、長い間公の施設の指定管理を担ってきた万葉まちづくりセンター、年度末には必ず事業の実績報告というものが出されます。議員の目に触れるのが30万円以上の契約等に関する、あのときぐらいでしょうかね。更新の時期を除いては。そういうことですから、なかなかどのような1年ごとの、このとおりですと言われればそれまでなんですけれども、そういったものに対して、村長も答弁で評価のそういった体制を考えていくというふうなことをおっしゃっていますけれども、私たちは5年間でこれだけの大きな金額に対して質疑をしたり、このところはどうなっているんだというふうなことを聞く機会が少ないです。今回も5年に一遍のというふうな感じになりますけれども、結果的に同じ指定管理者が事業者となっても、やっぱりその年度年度の評価はきちんとしておくほうがいいのではないかと思います。ましてや情報開示とかそういうこともますます厳しくなっていますから、そういったことにもきちんと対応できるように、そういうふう本来のあるべき姿に持っていくことを切に望みたいと思っております。いかがでしょう。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の評価基準なりを定めて、評価していくべきではないかというご質問でございますが、村長も答弁しましたとおり、そうあるべきであろうというふうにも考えてございます。

しかしながら、現時点においては毎年度末その事業報告、あるいは各四半期ごとにその状況報告を各担当課宛てに指定管理者から報告がございまして、その状況によって担当課と指定管理者といろいろ打合せなり協議なりをして完了していつているということでございますので、その最終的な年度ごとの評価につきましては、他の自治体も見ますと確かに評価基準を設けて評価しているところもあるというふうに認識してございますので、今後そういった評価基準を設けながら、継続して指定管理者を選定するといったこともあり得ますので、そういったことも含めて今後考えていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 先ほども申し上げました。村長の今回の公募という姿勢に踏み切ったこと、これに大変な敬意を表したいと思います。そして、さらに都度都度その評価を入れてよりよいものにして、村民サービスにもより一層こう磨きがかかるようお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

最後の質問とします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろ、赤間議員もおっしゃられました。昨日の石川議員もおっしゃられましたけれども、一応冒頭でのお話のとおり、議案を撤回させていただいておりますので、しかしながら、先ほどのお話のとおり、そして今議員のお話のとおり、村の施設の公募による管理運営、指定管理ということは前々から議会の皆さんから指摘をされてきたところでありまして、それを今般公募ということにしたところでありました。

が、結果的には、ですから先ほど皆さんご案内のとおり、児童館4者でしたか。児童館は6者だっけか、応募あったの。（「説明会に6者」の声あり）説明会に6者来たんですよ。ただ、実際のときは4者ね。で、あとほかの施設につきましても、説明会のときは興味を持っていらっしゃった業者が何者かおられたということでもあります。が、しかし、やはりこれまでのノウハウを持っているまちづくりセンターが存在しているということで、多分そういった業者も撤退というのはおかしいんですが、辞退されたのかな

というふうに思います。

しかしながら、競争原理としては若干ながらやはり高まってきたんだろうと。それは、公募することによって高まってきた。高まってきたということは、仮にまちづくりが受託しても、やはりそういったことでうかうかしていただけないと、緊張感をやっぱりこれから一層高めて運営をされる、そういった一定の効果がこれはあったのではないかと私は認識しておりまして、今後もそういったことをご提案をさせていただく場合もあろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 通告順位7番、高橋浩之であります。

私は、今回も大衡村の今後の農業振興策はという、昨年12月の一般質問と全く同じタイトルで一問一答方式によって行いますが、通告書を見ていただければ分かるとおおり、詳細にその質問内容を明記しておりますので、昨年のことがないように村長の明確なご答弁をいただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

令和3年の米概算金は一等ひとめぼれ60キログラムで、前年度より3,100円、25.4%減の9,100円となりました。

これを大衡村の10アール当たりの基準単収525キログラムで算出すると、2万7,125円の大幅な減収となります。1町歩で27万1,250円。11月15日全員協議会で産業振興課から示された対象大衡村の一農家経営体の平均耕作面積1町7反率で算出しますと、46万6,552円にもなります。もちろんこれから自家消費米や縁故米、個人販売米を差し引きますから、実際の金額とはなりませんけれども、農業経営者にとって非常に厳しい状態であるということに変わりはありません。まさに農家の死活問題だと考えます。

そのため、富谷市をはじめとして県内の各自治体が米価下落に対して支援策を公表しており、大衡村も次年度の地域農業継続支援金として10アール当たり5,000円の交付を

決定いたしました。稲作農家にとって大きな支援となると思いますし、私自身としても米価下落の支援策には昨年度から訴えておいた関係上、この件に関しては感謝申し上げます。

ただ、今回の各自治体で発表された支援策は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食需要の激減が大きな要因の一つであると理由づけされており、今年度限りの施策になると思われます。

しかし、根本的な問題は、食生活の変化に伴う米の年間消費量が減少していることですので、米余りに伴う価格下落と転作拡大は、次年度以降も間違いなく続いてまいります。

大衡村では第六次総合計画において、農業を基幹産業であるとししっかり明記されておりますので、村長の大衡村農業の将来について、長期的視野に立った支援策をどのように検討されているのか、2つの視点からお伺いします。

令和3年の転作率は42.3%でありましたが、米余りの状況からこれからもその増加傾向は避けられないと思います。

しかし、大衡村の主力転作物である大豆は、多くの圃場で連作障害が発生しており、収量も大幅に減少していて等級も悪くなっている状況なのに、なかなか他品目への転換は進んでおりません。そのため、もう一つの転作物目である飼料用米にJAや県も推進しているから、補助金の有利さも耕作のしやすさなどもあり、近年飼料用米にあまりにも集中し過ぎているのではないかと。そろそろ単品目に集中するリスクも、考えるべきではないかと思います。また、アスパラガス等高付加の開発も滞っており、進展が見られません。地場産品としての煎餅や蜂蜜生産はありますが、新たな特産品がないことから、活性化がほとんど図られておりません。

村当局として、これらを打破するための方策はどのように検討されているのでしょうか。

次に、大衡村にも集落営農団体や大規模農業法人・農作業機械の協同利用組織がありますが、村全体をカバーしているわけではありません。その他の大多数の農家は個人で農作業を行っているため、非常に厳しい現在の農業状況下において、高額な作業機の更新もままならない状況になっております。また、JAの大衡支店にあったライスセンターも、大郷に新カントリーエレベーターが竣工されたことを受けて閉鎖されました。やはりこれまでの利用者からは、「大郷は遠過ぎすぎて大変だ」という声もあちらこちらか

ら聞こえてまいります。

このように様々な農業環境の悪条件が重なり、離農という言葉も現実味を帯びてきている今、大衡村として何ができるのかを真剣に検討されているのか、村長の考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 高橋浩之議員の一般質問、大衡村の今後の農業振興策はにお答えをしたいと思います。

まず、1点目の農業の活性化が図られていない状況を打破する方策を検討しているのかというご質問であります。このことは議員もご案内のとおり、ただいま申されましたように昨年の12月議会でもございました。本当にその際は答弁が漏れていたということがありました。大変申し訳ございませんでした。そういった12月議会でも、昨年の、そういった質問ございました。その際、改良普及センターからのアスパラガスに対しての情報提供や営農指導、またマコモダケについても検討しているというふうに答弁させていただいております。

その後の経過につきましては、宮城県の改良普及員が直接生産者へ訪問し、相談等を受けており、宮城県からは長期的、継続的に進めていきたいとの話を伺っているところであります。

また、マコモダケにつきましては、私自身も株を分けてもらいまして、栽培実証をしておりますけれども、前教育長であった庄子明宏氏から私は株を分けていただいたわけでありましたが、そのほかにも村内の一部の方も栽培している状況、これも把握をいたしております。

昨年的一般質問にもお答えしたとおり、新たなことに手をかけることは大変な時間や経費、労力がかかることは議員も十二分にご理解をいただいているものと思っております。

また、転作の関係であります。昨年までの数年間は転作率40%前後であったものが、令和3年度実績として42.3%となったことは、村内農業経営者全員のご理解とご協力の賜物と感謝をしておるところでございます。本村の転作作物として、約42%を占めているのが大豆であります。ご質問にもあったとおり、連作障害等における収量減につきましては、大豆生産者がそれぞれいろいろな取組を行っております。真新しいことに手をつけることも必要と思っておりますけれども、今現在行っていることを継続していくことも大

変大事なことだと考えております。

なお、私が村長就任後に創設いたしました農業環境整備支援事業は、そういったやる気のある方々の意欲向上を図るための手段の一つとして考えており、実際に圃場条件の改善や用排水対策等、幅広く活用されていることは一つの活性化ではないのかなど、こんなふうにも考えております。

私の考えは、就任当初から何ら変わっておりません。今後も本村の農業振興に対して、全力を傾注してまいり所存でありますので、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、2点目の大衡村として個人の農業経営者に何ができるか、真剣に検討されているのかということの質問であります。大衡村として個人の農業経営者に何ができるか。現在本村には452の農業経営体があり、そのうち営農に携わる株式会社1社、農事組合法人3法人、集落営農組織が1組織ございます。農業機械の高価格化、それから大郷カントリーエレベーターの開設に伴う大衡ライスセンターの閉鎖等など、個人農業経営者にとって大変厳しい状況にあることは、私自身も農家の一員としても十分理解しているところでもあります。

しかしながら、米価の下落や後継者不足、少子高齢化などこれらは新型コロナウイルス感染拡大以前のかかなり前から言われてきたことであります。確かに、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う人流抑制や行動制限で、外食需要が低迷し米の需要が激減したことが、ここ数年言われ続けてきた需要と供給のアンバランスを一気に加速化させ、表面化した結果と受け止めております。

今年は大きな自然災害もなく、宮城県中部の作況指数は101の平年並みとなりましたが、本村における本年産米の一等米比率については直近で91.04%と、JA新みやぎあさひな地区本部管内では平均を大きく下回る結果となっております。どのような産物においても、品質を確保することが必要であります。米についても高品質を図ることで、大衡の米はうまいという、ある意味でもブランド化につながるのではないかと考えます。決して、競争をあおるような意図ではありませんが、他市町では生産者自らがこだわりを持った栽培や販路の拡大等、自助努力を行っている方が多数おり、そういったことで村としても企業誘致活動ではありませんけれども、JA頼みだけではなく、うまい大衡の米として売り込みをしていくことが真に必要ではないのかと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、農林水産省では民間在庫を消費し、適正数量と呼ばれている200万トンに近づけるようにする計画であると報道等で把握はしておりますが、農業は紛れもなく大衡村の基幹産業であり、その中心である米をめぐる今後の状況について、県農政局と緊密な連携を図り、いち早く正確、的確な情報収集を行いながら、今後の施策について反映させ、農家の皆さんの耕作意欲が失われないようにしてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 大衡村における転作品目として、大豆、ホールクroppサイレージ、飼料用米、牧草等がありますけれども、村長としてほかに転作作物があるかどうかというのは、何かご存じでしたらお知らせください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいま議員が列記した以外に何かあるかと、こういうことですか。

（「はい」の声あり）花卉、花ですね、花もありますし、野菜、それはもう織り込み済みなのかなと思って今、何だっけなという考えを持ったところであります。そのほかに、今栽培しているものということなんですか。麦も若干、本当にたまにですけども見られます。麦というか、大麦かな、小麦かな、麦といってもね。それからジャガイモ、これ野菜ですね。そんなところでちょっと今言われましても、すぐ浮かびません。ソバなんかも、他地区ではやっておられるようであります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 水田の減反の別なものとして、水田以外で米以外の物ということで今質問したところでございます。村長今申し上げたとおり、他の地域ではソバやあるいは麦、ほかにもその他も作っているところがございます。なぜ大衡村でそれらが定着しないのかということは、考えたことございませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 難しくはないんですが、あまり簡単だとちょっと気抜けもするんだろうと思います。なぜ何かやっていないか。一口に言うと、やっぱり生産性が上がらないといいですか、端的に言えば労力の割には実入りが少ないといいですかね。そういったことが考えられるんだというふうに思います。

それから、やっぱり圃場の狭隘化ですかね。そういうふうな圃場の中で、やはり大規模な圃場であればある程度勝負もできる、そういったところもあるんだろうと思います。

まずもって、でもそれが全てだというふうではありません。もっともっと要因があると思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） ただいま村長のご答弁、後でちょっと関連してきますので、忘れないでおいてください。

それから、転作品目、JAも含めて、村は補助率の高い飼料用米の生産を推奨しております。下手なことを言いますと、主食用米よりも補助率計算すると、飼料用米のほうがいいと言う方が農家がいらっしゃるくらい、今は飼料用米を推奨しております。ただし、飼料用米というのはやはりフレコンパックという1トンの袋に入れるということとかなんかの、設備なんかも関連して、誰でも彼でもできるというわけではないんですけども、やっぱりそういう施設があるところに委託するなりして、非常に増えている状況にあります。

ただし、転作作物という先ほどの大豆とか麦とかと言いましたけれども、今は飼料用米ですか、そういうものに集中するということに対するリスクというのは、将来のことを考えて、そのリスクを負うことを村長としてはどのように考えていますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どのように考えるかという、かなり難しい問題ですね。米以外のもので、結局広大な農地を利用しての作物ということになれば、当然麦や豆、豆類であります。そして、さらには今申されましたように米と同じような栽培ができる飼料用米、そしてまたさらにはその前段で秋の乾燥施設が不要な、要は米を作っても不要なのはホールクロップサイレージね。あれは本当に、私一番効率いいのは、ホールクロップサイレージではないかなと思います。なぜかと申しますと、田植機があればいいですよ。コンバインとか必要……、まあ、自分でホールクロップにすれば別ですけども、今の組合の方々に委託するのであれば。あれは、耕作者が6万円もらえます。田植だけして、田植だけしてというのはおかしいんですが、で6万円ですから、コンバイン買ったり、乾燥機買ったり、もみすり、色彩選別機買ったり、そんなこと関係なく6万円頂ける。ただ、それも販路、ホールクロップのサイレージをした場合の販路、こういったものをやはり自分で考えながらですから、自分でやるとすればですよ。ただ、委託するにしても、今大衡村にホールクロップのそういった請け負っている組織、一組織ありますけれども、今のところ五、六十ヘクタールを限度ぐらいになっているということですね。もっとも

っと本当は普及させたいのであれば、一組織を形成するなりですね、そんなことをしないと到底対応できないのかなど、こんなふうに思っているところです。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 確かにもうホールクロップの生産組合は、60町歩くらい以上刈り取りしていると思いますけれども、機械も古くなってきていますし、大変面積的にも能力も限界に近いというような状態だと聞いております。

それから、昨年12月の私の一般質問を受けまして、アスパラガス栽培が失敗した原因とその再挑戦する考えはないのかと村長にお伺いしたところ、あまり前向きな回答はいただけませんでした。その後反して、先ほど村長のご答弁の中には、農業改良普及センターからのご指導をいただいているというような言葉もありましたけれども、前回のご答弁、昨年一般質問の答弁の中ではJAとかなんかの指導もよくなかったとかというような言葉も言っていましたし、やはりあと先進地の事例を見たりしたけれども、作付方法がまるきり違っていたというようなご答弁もいただきました。であれば、私はそういう転作作物もですけれども、高付加のつくネギなりあるいはアスパラガス、村長の今おっしゃったマコモダケ、そういうことをするために先進地との交流会、あるいは私が一番今回言いたいのはそういうことの専門性を持った方を招聘して、村が独自でそういう方のご指導をいただいて、そういう転作作物ではなくてそういう高付加のつく作物に対するご指導をいただいて、その方々のいろんな見識から、ほかのところの先進事例などを含めて現場で直接指導していただく。普及委員としての方が来て、その場でそのときだけの指導ではなくて、常に役場どこかに行けばそこの方に来てもらえる。そういう直接の指導をしていただく方を村が任用して、短期でも構いません。以前にも新エネルギービジョンでその専門家の方を招聘して、村として新エネルギービジョンを策定するに当たってのご尽力をいただいた事例があるわけですから、私はそういうことをしてほしいと前回も申し上げましたけれども、今回も同じことをさらに申し上げたいと思います。

その辺の村長の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当にそういうことができれば、こんなにいいことはないかと、私もさっきも言いました。農業者の一員としてですね、本当に思っているところであります。

そういうことも皆さんがそういった機運が盛り上がってくれば、当然それは十分に検

討に値するものだというふうに思います。ただ、村の当局の指導でこういうものがあるから、こういうものを村で作付するんだということを挙げても、挙げられないことはないんですけども、しかしそれが今農業に関する我が大衡村の農業者の皆さん、そしてさらには農家の子弟の皆さんやら、そういった方々のある程度の合意形成が図られなければ、ただ村でこれが良いからこれをやろうと言ってもですね、それに呼応してこないのが現状だと私は思っております。ですから、農業者自らがそういったものを自分で、自分でというのもおかしいんですが見いだして、そして我々執行部農林関係課、そういったものを動かすような、そんな機運になってくれれば本当は理想であると。理想ですよ、これはね、あくまでも。ですから、理想どおりいかないのが現状でもあります。本当にそういったことで、その農家の皆さんの高齢化、こういったものが今顕著に表れてきておりますので、新しいものを始めるとすると、さらに大きなエネルギーが消費されると思います。なので、本当にこれは難しい。高橋議員も農業の先駆者としてこれまでもやってこられたということは私も重々認識をしておりますけれども、やはりそんな中でどうしても難しい。理想とその実像とは、また違ったこの問題があるのではないかと思います。

ですから、村として何か一本やりましょうということを、大号令立てるのもなかなか大変であると。これは何も私だけが言っているのではなくて、これまでの歴代の首長なんかもそういうことを言っておられますし、まさに私もそのとおりでなとこういうふうに思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 村長は理想論と言いましたけれども、私も実際の現実を見てしまうと、もう悲観的な発想しか出てこないんですよ。この今の農業情勢を考えてきたときに、現実を見て、そのままの状態を考えたら。だから、私も理想論を今言っていると思ってください。つまり、今の農業情勢を変えるためには、やはり大衡村内の人間だけではなくて、外部から全然違う形式を持った方を招聘することによって、新たな視点で農業が活性化するのではないかと、理想論から私は今回質問しているわけなんです。

もちろんそして、先ほど最初に申し上げました転作作物、大豆、麦というものもありますけれども、なかなか大豆は連作障害が発生していますし、ほかのものが少ないと。もともと大衡村の最初の転作した状況というのが、水田に向かないような湿地帯とか条件の悪いところに大豆とかなんかを作ったからうまく育たない。根本的なそこから、うま

く生産できない根本的な理由がそこにあると思うんです。ですから、そういう土壌なり地質、気候、そういうことにも精通した方をお願いして、大衡村に合った転作作物あるいは高付加のつく作物を見つけてもらおうと。一緒に作るのはもちろんですけども、そういうことを大衡村に適した作物を見つけてもらおうというのも私は大きな目的として、そういう指導者をお願いすると考えているわけなんですけれども、それはただ単に理想だけなんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いや、理想だけではないと思いますね。やっぱりそういった気概を持って農業に取り組む、そういった皆さんが1人でも2人でも現れてくれれば、それはそれなりに進むわけであります。しかしながら、その1人、2人がそうなったとしても、それに続く人がいなければならぬのであって、ですからその外部から招聘するのもいいんですけども、その方に対してもそういった使命を持ってこられて結局、何と言ったらいいんでしょうね、これ。大衡村の農業を盛り上げてくれませんかというような話になってくるんだろうけれども、ただやっぱりただ単に農業をするために、農業を活発化させるために力を貸してくださいとは言っても、実際にその方がここに定着して、定住して、そして家族ももちろんいて、そうやってやっていく。それから、だんだんとその輪が広がってくるということが大切なのかなと思いますけれども、いかんせん周りを見ると、大衡の場合はほとんどの人が村外に流出、あるいは村内にいても企業にお勤めになっておられると、そういった志向が強い。そして、自分は農家の子供だから、親の跡を継いで農業をするんだというような気概を持った、農業に気概を持ったそういう若者は、今現在はゼロに等しいということであります。

なので、農業に力を入れていきますよとは言ったものの、その実際の効果がなかなか見えてこない。これは何回も農業について同じような質問を何回も皆さんからもされておりますけれども、農業は難しい。農業を振興するのはですよ。農業をするのは簡単なんですけれども、農業を振興させてサラリーマンみたいな安定した収入を得る、そういったことに発展させるまでは、なかなかこれは難しい問題ではないのかなと私は思っています。

もちろん、こんなことを言うとあれですが、この中でも農業をやっている方って、ほかの議員含めていませんよね、はっきり言って。自分はやっておりますけれども後継者が農業をやっているって、私も含めてですけども。ね、そういう状況なんです。そうい

うふうに高橋議員言われますけれども、こんなことはちょっとあれですけども、私にしてもそうです。自分の後継者は、家の後継者ですよ、農業をたまに手伝うぐらいです。ですから、別に職業を持っています。そういった人がほとんどではないでしょうか。

そんな中で農業を今から、大衡村の農業どうするんだというのではなくて、私はこれまでの農業を我々の年代までやって、もっともっと今から10年ぐらいも、多分80歳過ぎても農業は元気な人であればできるわけでありまして。生きがいも、そして健康増進にも農業は役立っているということでありましてから、そういったことを目指して、農業今の現状を維持といいますか、爆発的に発展させるというような考えではなくて、維持をしていくと、その中でやはり中核となる人が皆さんの部分を集約して、例えば各地区に1人とかね。そういった形で、農業を発展させていただければなというような思いはあるわけでありまして。

いずれにしても農業というのは、1人でこつこつやってもそれはそれでいいんですけども、その発展にはつながってもこないんですね。やっぱり仲間がいて、そして仲間同士での技術の研さんなりなんなりをしながらやっていくということが大切だと思います。農業の収益性の上がる作物は今大衡村でいうと、米一辺倒であります、大衡は。今のところ。ですから、そういうことから脱却する。そのためにも、マコモダケやらそれからアスパラですね、とかあるいはもともと野菜とかいろいろありますから、そういったことに特化して、そして大面積をこなす人はみんなの部分を集約して、集積して、そういう人ももちろんいて、そうでない人は家庭菜園から規模を大きくしたぐらいにして畑作やる。そういったふうなのがいいのではないかなと、こう思うんですけどもね。

ただ、そんなことを言ったって、すぐさまそうなるわけでもないんで、あまり取り留めのない話になってまいります。いずれにしても、難しい問題です。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 村長の話を知っていると、大衡村の農業の将来はちょっと暗いと。もう村長だけの責任、問題ではなくて、大衡村の農業の将来が大変厳しい状態であるというのを再確認するところであります。

例えば近場のネギですね。鳴瀬川沿いに随分長ネギを作っていたりする、ああいうのは個人でやっているわけではなくて、組合とかそういうグループをつくってやっていると、生産組合ね。そういうところもあるんです。やはりそういう、今村長が言った個人ではなくて、そういうグループなりそういう形である程度人数がそろってや

るからこそ大規模な農業もできるし、うちでは高齢化だけれども草取りくらいはできるよと。隣の若い人に機械を利用してやってもらっていると、そういうのもあります。そういうことをできれば村もそういう形で進めるような、推進をしてくれるような組織なりそういう指導をしてくれる方を、望むところであります。

次の質問に入ります。

現在の米周りの状況によって米価下落の歯止めがかからず、今後も生産調整という名の減反政策が続いていきます。反対に、農薬、肥料、各種資材は、さらには今度は燃料ですね、上昇し続けております。基本的に農業を営む上で必須のトラクターをはじめとする農作業機械が非常に高額であるため、今使っている機械が壊れてしまったら、農家は辞めましようと考えている方って結構いらっしゃると思うんです。大郷にそして、カントリーエレベーターができたことで、今まで稲刈り、大衡村のライスセンターに委託していたのができなくなって大郷に持って行く。それも非常に不便であると。行ってきただけでも1時間半というような時間がかかって、効率が非常に悪い。では、と思う方が出てきているんですよ、実際。だから、そういうこと、あと集落営農団体や作業機の協同利用組合って入っていない農家が、例えば必要に駆られてトラクターを買いました。そのトラクターをその個人だけで扱うのではなくて、時間的な余裕があったら、隣の人の田んぼも掘ってあげましよう、畑も掘ってあげましよう。田植機があるんだから、隣の田植機が壊れたんだこったら、おらいで対応してあげましよう、そういう互助組織みたいなことができないかなって考えたんです。大衡村農業委員会を通して、農地利用集積計画とか、あるいは中間管理機構を使って、完全なる作業を委託するというような形もあります。それはでもゼロか百かなんですよ、結局は。うちはトラクターはあるから、田掘り、代かきはできるけども、コンバインないから稲刈りは誰かに頼むと、そういう個人で持っている機械を互助して、お互いに補ってあげるような組織ができないかなと、そっちのほうはまだ現実的ではないかと思うんですよ。そして幾らでもその作業労務費を頂くことによって、購入したトラクターなりコンバインの少しでも支払いの手助けになるような組織をつくれればいいのではないかと思うんですけれども、その辺の考え方は村長としてどう思われますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 機械利用組合みたいなね、そういった組織形態。いろいろ各地区地区でもそういった形態を取っている生産者、農業者の方もおられますし、それから発展して

その法人化なりに移行した方もおられますし、いろいろなやり方といますか、そういった農業機械の協同利用、そういったものを図られて、そこで営農をやっておられる方が各地区にも今でもおられますので、そういったところにある程度の補助といますか、何か農業というとすぐ補助絡みというふうにはしか取られない部分があるので、ちょっと悲しいかなと思うんですけども、本当にそういうところにも補助はつけていますし、今でもですよ。そういうところではなくて、個人の農家のそういった農業機械を購入するに当たっての補助等々もあります。もちろん、これ要件もありますけれどもね。そういったことでやっておりますので、そこから共同の精神が発揮されて、発展してくればと、こんなふうにも思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 例えば今年やはり大衡のライスセンターがなくなったことによって、稲刈りしても乾燥できねえという方が、おらいのしてけっからということで隣のある別の農家の乾燥機を利用させてもらってやったという例がある。だから、困ってはいるんですけども、それはお互いに助け合いで農家の補助精神を発揮して、あんた困ってるんだこった、んじゃしてけっからというような形で、今でも、これ今までも過去もそして今もそういう形でお互い助け合えて農業をやっているんです、今も。ただ、それがある程度あそこの機械が新しく更新されたから、そしたらあんだいでトラクター新しく買ったんだこったら、何とかほかのこの田んぼも掘ってくれねえかとかというような、そういう情報のやり取り、そしてそれをコーディネートしてくれる方を例えば大衡村の農業委員なり、農地利用最適化推進委員なり区長なりを通して、お互いの口利きをしてあげる。そういう組織ができないものかなと思うんですよ。そういう中間管理機構とか、農地利用の組織とかというような大きな組織ではなくて、小さなニーズに合った小さな共同をするとか、そういうことを何とかお互いに助け合うことによって、もう少し農業頑張っぺやというような意識が高まるのではないかなと思うんですけども、そういう組織はつくることはできませんかね。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それって、ですから各地区においてそういったことをやっておられる方々、散在していますね、おられますと。ですから、それを組織化って言われてもどういう、私のこの頭の中ではイメージがちょっと湧かないんですが、議員おっしゃるようなことを今実践されている方が大部分だと思います。ので、それを組織化ってどうい

ことなのか。私のこの頭の中でのイメージが湧かないというんですか。今もう既にやられているのではないのでしょうかということ、私申し上げたいんです。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） それは、各隣組、あるいは近くの同じ地区内という、私もちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、そういう友人とかあるいは近くの人だとかというような形だと思うんです。それを村内全域で見渡し、トラクター欲しいけれども今の農業経営の体力では厳しいと思っけていても、例えばそういうことをコーディネートしてくれて、こここのところの田んぼ困ってるやというときに、じゃあそこでもできんだこつたらそこトラクターだけでも何とか相談して使って、その分副収入とかなんかって得られればトラクターももう少し楽に買えるのではないかなというような、そういうことを村内全体として見るような形でできないのかなという感覚で、私は質問しました。

近くの本当に協力、有志の精神というんですか、そういう形、隣組とかなんかでやっているのはまた違う、もう少し大衡村全体をやったらどうなのかな。そうすることによって、もう少し農業が活性化するのではないかなという発想で今質問したところです。

改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に農業は大変でもあるし、がゆえに奥の深いものだというふうにも思います。

議員おっしゃることが、やっとなおぼろげながら見えてまいりました。県で言えば、農業公社なんていうのがありますわね。大衡版の農業公社みたいなものがあれば、そういうことも可能になってくるのではないかなと、今おぼろげながら思ったところでありまして、大衡村農業公社、これは今即興で言った本当に仮称も仮称、いいところではありますが、そういう組織を形成して、そしてそういったいろんな例えば、ですからシルバー人材センターみたいなものですよ。その機械版といいますかね、人と機械のセット版みたいな、そういうものを構築できればこれもまたよい方向に進んでいくのではないかなというふうに、今議員の質問を聞いていてひらめいたところでもあります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） 今村長が言ったことが私の本当の、そういうシルバー人材センターというんですか、今村長が言いました。確かに私の考えているのもそういう機械のシルバー人材センターみたいな、そういう組織があれば機械がなくても、例えば田植え、代かき、

田掘り、稲刈り、そういうのは機械はしてくれます。あと中間の水管理だとか、あるいは除草作業だとか、そういうのは今でも年取っていても何とかできけども、機械は使わねえもんという人たちのためにも、そういうものがあっていいのではないかと。そういう考え方を村が中心になって農業委員なり農地最適化推進委員なり、あるいは区長なんかの知恵を拝借して、そういう方を選ぶ。

今回の私の一番の大きなテーマというのは、とにかく人なんです。指導員なりそういうコーディネーターしてくれる人、そういう方がぜひ大衡村執行部を中心として、何とかそういう人材を発掘できないか、招聘できないかというのが私の今回の一般質問の大きなテーマなんです。

村長、話全然変わりますけれども、「長岡の米百俵」という逸話ご存じですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 分かりません。長岡の米百俵、何かあれですか。川中島の戦いで米百、あれ違うな。その何かですか、そういった昔のことわざ、故事に倣ってのあれですか、百俵とは。分かりません、私は。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） タブレットが導入されたら、長岡の米百俵で出てきますけれども、簡単に言うと戊辰戦争のときに、長岡っていうのは幕府について、官軍に結局薩長連合に負けたんですよ。そして、非常に貧乏になったので、近くの藩が米を百俵寄附して、寄附というか食糧としてやったんですけれども、それを長岡藩の指導者たちは、それを困っている人たちの食糧にするのではなくて、それを金に換えて指導者を招聘して、長岡藩を将来のために学校を造ったという故事があるんです。

つまり、私の言いたいのはそれなんです。とにかく、人を頑張って指導するなりなんなりして、これからの農業のことを考えましょうというのが、私の考えなので、そういうことをしてくれるのが大衡村ではないのかなと思ったんです。そういうことを今回そう思って質問しました。

村長の最初のほうの答弁をいただくと、大衡村の農業終わったなと思っていたんですけれども、そういう形で何とか継続するなり、発展は難しくてもとにかく続けて、少しでも小さな光でものぞかせてほしいと思うんですけれども、最後にその辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡村の農業ですね、本当に基幹産業と位置づけておりますので、これをいかに持続させていくかというのが当面の課題だというふうに思います。そして、さらにそれを発展するような形に持つていくためには、やはり議員仰せのとおり、そういった地域おこし協力隊の方々や、あるいは大学などとも協定なども結んでおりますので、そういった方々のご意見なども参考にしながら、大衡村の農業どういうふうを持つていくかを真剣にといたしますか、いつも真剣に考えておるんですけども、なかなか成果は上がらないのが現実であります。議員のご意見をさらに聞いて深めて、掘り下げて、よりよい農政、農業につなげてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

日程第3 議案第54号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第54号、大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書をお開き願いたいと思います。2ページ、議案第54号別紙にてご説明申し上げたいと思います。

まず、その前にこの大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定というか、提案の背景というものでございますけれども、令和2年6月に公職選挙法が改正されております。その中で町村議会選挙にも供託金制度が導入されるなど、選挙公営の対象が市と同様なものに拡大され、同年、令和2年12月12日に施行されたものでございます。選挙公営制度は議員の皆さんご存じのとおり、費用の一部を市町村が公費で負担することにより、候補者の負担を軽減いたして、立候補の機会を増やす選挙を実現できるとともに、候補者の資力の差が選挙運動の差につながらないように、選挙運動の機会均等を図ることができ、公平、公正な選挙に資するものでございます。この中で、今般この大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

内容についてご説明申し上げます。結構難しく書いておりますので、かいつまんでと

どうか、分かりやすく説明したいと思います。

まず、第1条趣旨でございます。この条例は公職選挙法の規定に基づきまして、大衡村議会議員選挙及び大衡村長における選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担の規定でございます。大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における候補者は6万4,500円ということで、これにつきましてはハイヤー等を想定しているものでございます。その部分の公費負担を受けることができるような規定でございまして、ただその中頃、ただし書、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項というふうな記載がございますけれども、供託物が没収になった場合はこの限りではないと、つまり個人負担になるというような内容の規定でございます。

第3条でございます。選挙運動用自動車の使用の契約の届出でございます。これにつきましては、道路運送法の一般乗用旅客自動車運送自動車と有償契約を締結いたしまして、大衡村選挙管理委員会にその旨を届けなければならない旨の規定でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第4条でございます。第4条につきましては、選挙運動用自動車の使用者の公費負担額及び支払手続でございます。

第1項第1号の部分でございますけれども、これにつきましては一般運送契約、先ほど申し上げましたとおり、ハイヤーを想定しているものでございますけれども、2台以上の例えば選挙運動用自動車を使用される場合につきましては1台、そのうちの1台のみ公費負担とするものでございまして、大衡村の部分でいえば6万4,500円の5日分、32万2,500円が限度額になるというものでございます。

2号につきましては、これは自動車の借入れ、ハイヤーではなく自動車自体を借り入れる場合でございます。この場合につきましても1台のみの選挙運動用自動車に限られるということで、1万5,800円の5日間で3万7,800円の限度額になるというような規定でございます。

あと、2号のイでございますけれども、これについては燃料の供給の関係でございます。燃料の供給の場合でございますけれども、これにつきましては7,560円の限度額、1日当たりの部分について5日間で3万7,800円の公費負担が受けられるというような規定でございます。

ウでございますけれども、運転手の雇用の関係でございます。運転手の雇用契約の部分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

これにつきましても1人の運転手に限られるものでございまして、1万2,500円の5日間、大衡村でいいますと6万2,500円の限度額になるものという部分でございます。

あと、第5条の規定でございます。選挙運動用自動車の使用の契約の指定ということでございます。何か難しく書いておりますけれども、例えば選挙運動用自動車の部分で、例えば5日間のうち2日間が例えば一般運送契約、あとは自動車借入契約、それぞれ契約を結んだ場合においては、両方契約結ぶことは可能なんですけれども、そのうちどちらかの契約が優先されるよと、1つの契約のみが当然締結されるものとして、同条の規定を適用するというので、両方契約されてもいいんですけれども、どちらかの契約が優先されるというような内容の規定の部分でございます。

第6条でございます。第6条については、選挙運動用ビラの作成の公費負担でございます。これについても第8条の規定により算定した金額の範囲内、第8条というのは7円51銭ですね。1枚当たりの単価の部分でございます。あとは、村議会議員で言えば1,600枚、村長選挙で言えば5,000枚まで枚数が作られるというような条件で、その上限額で無料で選挙運動用ビラを作成すると。ただし、第2条ただし書の規定を準用するというのは、供託物が没収になったら、それはちょっと公費負担では受けられませんよというような意味合いでございます。

あとは、第7条は選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、これ選挙運動用ビラを作成する候補者はビラを作成業者と有償契約を締結して、その旨を選挙管理委員会に届けなければいけないという規定でございます。

あとは、第8条は選挙運動用ビラの公費の負担でございます。これについては先ほど申し上げましたとおり、1枚当たりの単価が7円51銭で村長選挙においては5,000枚、あとは議会議員選挙においては1,600枚の枚数の上限があるというような規定でございます。

あとは、第9条でございます。第9条については、選挙運動用ポスターの作成の公費負担でございます。選挙運動用ポスターもこれも公費負担で、公営で第11条の規定ということで、第11条をご覧になっていただきたいと思います。第11条の規定というのが525円6銭にポスター掲示場の数、42枚を乗じて15万5,250円でございますけれども、一

応こちらのほう、ポスター掲示場の枚数を超える部分ということで、大衡村においては50枚といういわゆる作成の枚数の単価ですね、公営の単価の上限を設けさせていただいております。そうしますと、単価の上限というのがちょっとここでこういった文言でありますとちょっと分かりにくいので、526円掛ける50枚不足法定限度額が31万500円でございますけれども、その2分の1の加算額という形で見させていただいて、それを50枚で乗じたと、1枚当たりの単価が3,630円の部分がいわゆる公費で、公営で受けられるというような規定の内容でございます。

第10条、これについては契約締結の届出、ポスター作成業者との間に有償契約を締結して、選挙管理委員会のほうに届けなければいけないと。

あと、第11条は先ほどの説明のとおり、その1枚当たりの単価プラスポスター掲示場の数、プラスアルファポスター掲示場の数42ありますけれども、大衡村では破損分等も含めて50枚を限度とさせていただいた旨で、先ほど申し上げたとおり1枚当たり3,630円の単価と設定させていただいたものでございます。

第12条は委任の部分でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、同日以後、その期日を告示される選挙について適用するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 上位法によって制定される条例ですので、内容についてどうのこうのではないんですけれども、他の市町村のホームページ上に既に制定されている場合、この選挙に関する手引なるものが載っているところが非常に多いです。というのも、やはりより多くの方が選挙に出馬できるようにというふうなことで制定するわけですから、これが施行された場合、どのように住民に提示していくものなのか伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然規則のほうも設けておりますし、このような手引ですね、手引と選挙運動用の公費負担制度Q&Aというのもございますので、制定され次第、時期を見計らって、ホームページにもアップしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ただいまの佐々木議員の質問と関連するようなものですが、これ

ら村の選挙管理委員会としての考えですね、次の議会議員あるいは村長選挙から適用になるということで、大衡村の選挙制度からいうと大きな変化があるものと思われます。予算措置あるいは立候補届出する側においてもですね。その辺選管として今後の理解を求める場、説明の機会、立候補予定者の説明会は従来の選挙やってきていると思うんですが、今後どのように運ぶ、考えがあるのであればその辺お聞かせいただきたい。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 選挙管理委員会については、実を言うと昨日選挙管理委員会がございました。この条例が制定されたら、選挙管理委員のほうにも当然ご説明申し上げますし、議員の立候補予定者の方についての説明についても、選挙管理委員会で行うような形になろうかと思えます。ただ、その時期については、例えば立候補予定者の説明会とかそういったものでは遅いので、その時期を見て、何かの例えばタイミングでちょっと説明会というんでしょうかね、それを開きたいというふうには思っているところでございます。ですので、例えば選挙の直前にこういった部分の手引ですとか、そういった説明会を開いても当然うまくないということもあろうかと思えますので、ある程度時期を見た段階で、こちらのほうから説明会をしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 課長答弁のとおり、立候補予定者に対する説明会の時期、近づいてからではやはりいろいろと誰が立候補する云々勘ぐられることにも、極端な話なるのかなという部分、やはりこういう公費の出費、大きな改正ですので、広く住民に理解を得るためにも早い時期にそういう手引、ペーパーだけでなくそういう機会をやっぱりぜひ選管として、予定していただくようお願いしておきたいと思えます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今いる議員の説明会は当然するにしても、先ほどのちょっと答弁漏れありましたけれども、ホームページもそうですけれども、広報紙等でも説明はしたいと。その1回限りになるか、何回シリーズになるかは分かりませんが、広報紙でも説明をしたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時20分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第55号 大衡村犯罪被害者等よりそい条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第55号、大衡村犯罪被害者等よりそい条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書7ページ、議案第55条別紙をお開き願いたいと思います。大衡村犯罪被害者等よりそい条例の内容等でございます。

まず、第1条、大変失礼いたしました。第1条の上に（目的）という形で記載をお願いしたいと思います。ミスプリントというか、抜けておりました。第1条の前に目的でございます。

まず、目的でございます。第1条でございます。この条例につきましては、犯罪被害者等基本法、国の法律及び県の犯罪被害者支援条例に基づいて、大衡村における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、村及び村民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の心に寄り添い、必要とする施策を総合的に推進するものでございまして、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

第2条については定義でございまして、それぞれ用語の意味をここに記載しているものでございます。犯罪等、犯罪被害者等、関係機関等、村民等という形で、それぞれ用

語の意味を記載しているものでございます。

第3条は基本理念でございます。犯罪被害者等の支援は次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないということで、第1号でございますけれども、犯罪被害者等の支援は犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利が尊重されることを旨として、推進されなければならないものでございます。

それから、2号につきましては犯罪被害者等のための施策につきましては、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に講じなければならないというところでございます。

第3号でございますが、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができる間、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかで、途切れることなく支援が提供されるように努めなければならないものでございます。

第4条については、村の責務でございます。村の責務ということで、基本理念にのっとった形で、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものでございます。

第2項につきましては、関係機関とも相互に連携を図るものとするものでございます。

第5条でございます。村民等の責務でございます。村民等の責務ということで、第3条の基本理念にのっとった形で、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が犯罪被害者等の支援のための施策に協力するように努めるものでございます。

第6条につきましては、犯罪被害者等支援窓口等の設置でございます。設置については窓口を総務課に置くものでございまして、村は犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うというような内容の部分でございます。

第7条でございます。この部分が一番のこの条例の肝の部分でございまして、支援金の給付の部分でございます。村は犯罪被害者等が受けた被害により経済的及び精神的負担の軽減を図るため、規則の定めるところにより犯罪被害者等に支援金を給付することができるということで、10月15日の全員協議会でもお話ししたとおり、支援金ですね。支援金については30万円、あとは傷害支援金については10万円、あとは死体検案の費用については上限10万円を定めたものでございます。

第8条につきましては、支援金の取消しの規定でございます。支援金の決定を受けた

者が偽り、その他の不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる規定を定めたものでございます。

第9条は安全の確保ということで、犯罪被害者等がさらなる犯罪等により被害を受けることのないよう防止するとともに、個人情報の適切な確保、その他の必要な措置を講じるものとするものでございます。

第10条は、広報及び啓発の規定でございます。犯罪被害者等の支援について村民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものでございます。

第11条は、規則の委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、具体的な予算措置ですね。予算措置については今12月議会のいわゆる議会の一般会計補正予算において、科目設定という形で予算措置はさせていただいているところでございます。

内容についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 全協でご説明いただいたのですけれども、この規則に定めるところというふうな文言がございますが、全協で頂いた資料がそのまま規則になるものなのか、まず確認したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 全協でお示しした資料と内容等はほとんど変わりませんが、文言等若干違っている部分等がございます。あとは、文言及び付け加えた条文等々もございしますので、全体的な内容についてはほぼほぼ変わりはありませんが、変更点はあるものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） それも近々お示しいただけると思うんですけれども、村でこの条例を制定するに当たって、より早く被害者に対しての支援をするというふうなことで理解しているんですけれども、それで間違いないか、再度確認したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 全協の際にもお話ししたとおり、国の制度もございします。国の救済制度という形でございしますけれども、この救済制度につきましては半月から1年ぐらい給付までかかるというような部分でございまして、その大衡村といたしましては当座の

例えば葬儀費用ですとか、そういった部分について速やかに見舞金という形になろうかと思えますけれども、そういった形で支援したいと思っておりますので、当然そういった事案が起きたら、速やかに給付を行いたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 最後に、宮城県では大衡が最初の条例制定というふうに伺っていますけれども、それに関してある程度の報道もなされております。県内の他の市町から村に対して問合せなどあったか、伺っておきます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 実際この条例を制定するというような内容ではありませんけれども、こういった経緯で条例を制定するんですかとか、あとは規則とか例えば送ってくださという話を受けたのが5市町でありまして、近隣であれば富谷、多賀城がそういった形で問合せを受けているような状況でございます。あと、仙南でいえば亘理と大河原ですかね。大河原のほうからも、ちょっと問合せという形で受けているような状況でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大変心強い条例になろうかと思えますけれども、窓口が総務課というのは分かりました。そしてまた、30万という金額も分かるわけですが、この犯罪被害者として認定されるといいますか、本人から申入れがあつて初めて認定となるのか、そういった犯罪という難しい点もあろうかと思えますので、その辺の判断みたいなものですね。普通は申入れがあればそれは認めることになると思いますが、その辺の経緯というか、どのような捉え方をしているのか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然犯罪被害者等という形、等というのは遺族のことを当然含めているという形でございますので、いわゆる不幸にも亡くなられた方のいわゆる申請順位というのが決まっているんですね。配偶者、あとは親、子という形で、その部分で当然確認はしていくと。当然あと被害届、犯罪の被害届の受理番号というのも申請書に記載してもらいますので、そういった犯罪被害者という確認、被害受理番号というのも当然記載された上で、当然確認をするわけでございますので、そういった部分で当然受け取る方の順番も決まっていますし、傷害の場合はご本人ですけれども、死体検案ですとか、

お見舞金、支援金については決まったその順番で申請をしていただくような形になりますので、種々ですね、当然警察等の連携を取りながら、確認作業を行っていくというような状況でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今最後のほうにお話あったように、亡くなったとかそういった重大犯罪の場合は、認定とかの必要なしに警察なり裁判所なりに問い合わせれば分かることですが、軽微な精神的な面とか、そういった被害に遭った方に対するものも含まれるのかどうかという点を改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然軽微なものという部分については、いわゆるその判断の基準になるというのが、いわゆる被害届が受理されているかどうかというような部分でございます。あと、例えば被害届が受理されていない。そして、なかなか例えば難しい案件というのも、警察のほうから聞いた部分で、例えば性犯罪とかそういった部分についてはなかなか立件が難しい。被害届が受理されにくいというような話もございますので、その支援金等々のいわゆる支給に当たっては、その被害届の受理というのが、多分重要になってくるんだろうなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、やっぱり総務課なりそういったものは、警察なりとそういう事態になった場合は、綿密に連絡を取りながらそういう判定をするというふうに考えてよろしいわけですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然おっしゃるとおりでございまして、警察との連携を当然取るような形になりますし、例えば全国のほうでも、宮城県内ではなく、例えば仙台とか宮城県内ではなく、そういったところで犯罪被害が起きた場合でも、いわゆる県警のほうである程度のネットワークというのがあるというふうに伺っておりますので、そういった部分でも対応でき得るというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 佐々木議員と同じでダブってしまいますけれども、当然県内で初めての条例制定であって、総務課長からは県内の自治体からもいろんな問合せもあったような答弁をされていますけれども、個人的にはこの条例は私としては犯罪を助長するのでは

ないかという個人的な考えを持っておりますけれども、それはそれとしてですね。県内でその問合せがあった中で、何か例えば仙台市とか大河原町とかそういう動きなどはまだ耳に入ってきているか、来ないかだけお聞きしておきます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 決して、犯罪を助長する条例という部分ではありません。というのは、あくまでも本来であれば、この条例というか規則が適用されないのが一番だというふうに思っております。それこそ安全安心で犯罪がないまちづくりが当然できればいいというのは、それは犯罪がないのが一番でございますので、助長するような条例では当然ないよというような意味合いでご理解をお願いしたいと思います。

あと、当然先ほどちょっと佐々木春樹議員の答弁にちょっと漏れた部分がありましたけれども、大河原、亘理、多賀城、富谷、あと仙台市からも問合せがありました。ただ、仙台市についてはどういった経緯で条例制定に至ったんですかというような話の内容で、具体的にまだ話をお聞きしたいというような話までは行っておりませんので、そういった5市町から問合せがあったということで、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 全協のときには給付の制限という部分で、結構詳しく制限の部分があって、今回の条例の中にはその部分がなくなっております。そういう部分はどうかだったのか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 条例については、ほぼほぼ書いておりません。多分規則だと思います。条例の中に最初から給付の制限というふうにはうたっておりませんので、規則の中では当然給付の制限という形であります。遺族の範囲及び順位ですとか、給付の制限ということで、例えば夫婦、犯罪被害者と加害者の間に親族関係ですとかそういった部分で、規則のほうでは当然事細かく規定しておりますので、条例ではありませんので、規則のほうという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） その規則のほうで記載されると思うんですけれども、制限の中で犯罪被害者と加害者、身内同士ですね、との間にいずれかの親族関係がある場合対象外とす

るという部分がございます。やはりこの頃の事件を見ますと、やはりこのよりそい条例という部分に関して、やはり家族の中こそすごくつらい部分があるのではないのかなという部分が、私にとってはいろいろなニュースを見たり、いろんな社会情勢を見ているとそういう部分もあるんですけども、そういう部分は含まれないということで、まず確認したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然直系親族ですね、夫婦ですとかそういった部分での犯罪被害、加害者と被害者になった場合は給付されないという形でご理解をしていただいて結構でございます。どこかで当然ある程度犯罪被害者だから全て出すというわけには当然いきませんので、そういった当然線引きも必要になってくるということでのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 10月の全員協議会で説明を受け、条例の制定趣旨については理解する中で確認するわけですけども、総務課長のほうから先ほど規則の関係やらではぼぼぼ変わりなくという条文の表現ですね。ぼぼぼぼ変わらないんだという説明あったんですけども、見ますとやはり要所要所用語の使い方、全協の際と変わっている部分あるようですけども、この何か表現において配慮すべきことがあったのかどうか。

それと、遺族支援金先ほど来出ていますけれども、規則で決める遺族支援金あるいは傷害支援金、30万円と10万円、全協の際はよそでという説明あったんですけども、大衡村としてのその辺の考え方、改めて伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然表現の仕方ということで、当然課内とか法令等審査委員会等々も、役場内の組織でこういった表現はちょっとまずいんじゃないのかというのはありません、大まかな部分ではそんなに変わってはいないというのが事実でございます。

あとは、村外、犯罪被害者等の遺族等は例えば大衡村にいた場合ですね、例えば仙台で息子さんが不幸にも犯罪に遭って死亡されたという場合については、そういった部分について大衡村の給付金を受け取る方が大衡村にいる場合は、当然受け取れるというのは今までと同じような規則の内容になっているところでございますので、その辺については変わってはおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 私は何か丁寧にでも表現上、丁寧に表現する必要性でも出てきたのかなという思いでちょっと伺ったんですが、改めて検討した結果、そういう用語の表現を変えたという理解でよろしいわけですね。

それから、その30万円、10万円の考え方、大衡村として、それ答弁なかったんですけども。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） この30万円、10万円の考え方については、あくまでも全協の際でもお話ししたとおり、積み上げていった数字では当然ございません。あくまでも例えば遺族支援金については、30万円というのはお見舞金ですかね、お見舞金的な要素がありまして、いわゆる葬儀費用ですとか医療とか、例えば交通費等々もあるかと思しますので、その当座の資金というんでしょうかね、すぐにでも使いたい資金ということで30万円というふうに設定させていただいたところでございます。

遺族傷害支援金についても、1か月以上の診断、医師の診断をいただいた部分について、ほかの市町村も大体10万円という部分もありますけれども、その部分についてもお見舞いではないですけれども、医療費相当分という部分での内容で計上しているものがございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 金額はじめほかの自治体で非常に関心を持ち、数か所から問合せがあったということでありましてけれども、宮城県内の自治体として今まで進まなかった事由は、どの辺にあると提案に当たってその辺捉えているのか、お答えいただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） どこの町村にも、これとは違った安全安心まちづくり条例というのがあるかと思えます。それで事足りると思ったわけではないでしょうけれども、当然安全安心まちづくり条例というのはあくまでも犯罪防止のほうなんです。犯罪防止のための条例、大まかに言えば。そういった条例で、もし犯罪が起きた場合のいわゆる支援をする条例というのが当然なかったと。ですから、例えばそういった部分で、うちのほうには安全安心まちづくり条例があるからという形での、ほかの団体ですよ、ほかの団体、市町村については、そういった部分で犯罪の関係についての条例はあるからというような考え方もあるのかなというふうに思っております。

ただ、うちのほうではその安全安心まちづくり条例もございますけれども、当然警察

のほうからもお話があってですね、村長のほうから前向きに検討しろというようなお話もありましたので、今般条例の制定に至ったというような経緯でございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） この全協でもご説明いただきましたけれども、これは究極の個人情報、それから深い部分、デリケートな部分というのも大いに考えられます。狭い大衡村であります。十分なその配慮をしてほしいという思い。よりそい条例、その名前がそういう優しい表現になっていますので、その辺を十分に配慮した条例制定であってほしいということを望みたいと思います。

その辺の考えを伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 赤間議員からは、全協の際にもその旨ご指摘をいただいたところでございます。当然条例の趣旨上、個人情報の適切な保持というのは当然出てきますので、当然県警のほうからも情報は聞きますけれども、被害届の受理等々ですね。そこら辺については当然他の人に漏らすことは当然あり得ませんし、この部分の情報だけで当然粛々と事務処理をするような形になりますので、当然決裁も受けますけれども、決裁を受ける方にしか分からないような状況になっている部分で、個人情報の的には絶対に漏れないような形で考えたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 5 6 号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 5、議案第 56 号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案書につきましては、10ページになります。

議案第56号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴いまして、大衡村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表1ページをお開き願います。

条例中、第6条第1項中の出産育児一時金の額40万4,000円を、40万8,000円に改めるものでございます。

議案書11ページのほうにお戻り願います。

附則でございます。施行期日は令和4年1月1日から施行となり、施行日の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第58号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案第58号と次の議案第59号につきましては、子ども・子育て関連の条例改正となりますので、子育て支援室長より説明を申し上げたいと思います

ので、よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては15ページ、議案第58号別紙で、新旧対照表につきましては3ページから10ページになります。議案書15ページをご覧いただきまして、議案第58号別紙、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の部分につきましては新旧対照表にてご説明申し上げますので、3ページをお願いいたします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準と、子育て支援法施行規則の2つの内閣府令の改正に伴い、条例改正を行うものでございます。

改正内容は、デジタル化の推進に伴い、保育所等が作成、保存を行うものや、保護者との手続に関するもので、書面等によることが規定されているものや想定されているものについて、電磁的方法による対応を可能である旨を追加するものであります。

第4節を第4章とし、次のページをお願いいたします。

第5条第2項から6ページの第6項までを削り、第38条第2項の準用規定を削り、委任の規定である第53条を第54条とし、第54条の前に新たに電磁的記録等の規定として第53条を加えるものでございます。

議案書17ページへお戻りください。

附則の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 説明で国のデジタル化の推進に伴う一つの事業運営基準が改正、変わったゆえにという説明、その点理解できますけれども、従来の現行規定においても今回改正になる第5条関係で、申出がある場合は電磁的方法を今までも可能としてきてやったわけですが、これらを削除して新たに第4章を新設する形で雑則第53条に改めて電磁的記録の表現の規定が出てくるわけですが、この電磁的記録の違いというのはあるのかどうかと、それからこの電磁的記録の条文上の用語の使い方が違うのかどうか、まず1点伺います。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 保育所と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等に

よることが規定または想定されているものについて、電磁的方法に対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正のことを、今回定めさせていただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、5条2項以降を削除する部分の中に出てきている電磁的方法という用語、私伺っているのは用語、それを改めて4章、章立てをして今まで以上に細やかに規定、その用語の違いがあるのかという質問の内容でした。

それから、次の条例、課長のほうから関連するゆえにということありましたけれども、よくよく見ますと、次の条例でいう電磁的記録の表現、条文が異なっているんですけども、この整合は取る必要ないんですか。用語の解釈です。

2点、今の。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議長、すみません。私から。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。ただいま室長のほうよりご説明申し上げました電磁的方法による電磁的記録につきましては、用語につきましては同じものでございます。今回、府令のほうの改正に伴いまして、改めてその電磁的記録を包括的に行うことができるという改正に基づきまして、条項のほうを削除、改めて追加という形を取らせていただきました。

次の条例に波及するものでございますけれども、特定教育保育施設と家庭的保育というもので、また施設そのものが規模が違うというところでの相違は若干あるかと思われませんが、内容といたしましては電磁的記録が可能ということでの追加条例になってございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 包括的にという意味合いで削除、追加、その点理解できました。

あと、後段の議案第58号でいう53条ですね、ここでの電磁的記録は2項以降出てきますので、電磁的記録等という部分で理解できますが、次の提案されている条例を見ますと、例えば53条の頭を読み上げますと、特定教育・保育施設等、次条例ですと次に、及びその職員という言葉が入ってきたり、見ていきますと要所要所同じ電磁的記録を意味する条文として、全体的に整合しなくてもいいのかという質問です。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） こちらの改正につきましては、特定教育・保育施設の部分の改正と家庭的保育の部分の改正につきましては、どちらも子ども子育て支援法の施行規則の改正並びに特定教育・保育につきましてはまた別な府令に基づいての改正ということでございます。それぞれ府令が違うものでございますので、特定教育・保育の関連する府令に対しての改正、それから家庭的保育に関する部分の府令に対しての改正ということで、それぞれ内容は同じものではございますが、条文の内容といたしましては若干字句の違いがあるということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第59号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては19ページ、議案第59号別紙で、新旧対照表につきましては11ページから13ページになります。

議案書19ページをご覧くださいまして、議案第59号別紙、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。先ほどの議案第58号の改正条例と同じ改正理由でございます。電磁的記録の規定を加えるものでございます。

附則の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第60号、大衡村都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は21ページ、議案第60号別紙で、説明のほうは新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表14ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、新旧対照表の記載方法についてでございますが、今回は別表の全部改正であるため、本来であれば別表内全てに下線、アンダーバーが引かれるところでございますが、変更箇所を分かりやすく表示するために、変更箇所になった金額のみアンダーバーを引かせていただいておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、おおひら万葉パークゴルフ場の利用料金の上限額を変更するため、別表第6の有料公園施設を利用する場合の利用料金の金額を改正するもので、利用区分のゴルフコースの一般600円を800円に、同じく中学生以下300円を400円に、ファミリーコースの一般200円を300円に、同じく中学生以下無料を100円に、用具利用料金一般300円を400円に、中学生以下200円を300円にそれぞれ改正するものでございます。

今回の改正理由といたしましては、パークゴルフ場を今後とも良好に管理していくため、またこれまで同様のサービスを継続的に提供していくための財源の確保として、利用料金の上限額を引き上げさせていただくものでございます。

これまでパークゴルフ場の維持管理経費につきましては、過去5年の平均で年間約5,630万円要しているのに対しまして、料金収入は約3,580万円となっております、約2,050万円を村の一般財源を充てて運営をしてきておりました。これまで消費税の増税

の際にも料金の値上げ等は見送ってきたところでございますが、今後につきましても農薬費用等の単価の上昇をはじめまして管理コストの増加傾向にあることから、利用料金の上限額を引き上げさせていただきたいと考えたものでございます。

なお、実際の利用料金につきましては、都市公園条例の13条の2第2項の定めによりまして、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めることとなっております。令和4年4月からの料金につきましては、ゴルフコースの一般の場合で700円を予定しているものでございます。

議案書21ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） パークゴルフ場の利用料金でありますけれども、常任委員会でも説明あったんですけれども、今回パークゴルフ場含めてクリエートパーク、指定管理継続で更新予定なんですけれども、料金について今までの600円から800円に引き上げるということなんですけれども、200円の金額改定ですね。あと、ファミリーコース、用具も上がる見込みなんですけれども、今現在ここ1年、2年ちょっと利用者数、入場者数が少ない傾向にもあるのではないかなと思うんですけれども、そういったことも要件の一つかなという感じもするんですけれども、今回上げたことによって、利用料収入というのはどの程度の増収を見込んでいるんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回利用料の収入の見込み、増額分といたしましては約600万円ほどの増額を見込んでおります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） それから、ファミリーコース、これ昨年無料だったのを有料化したんですけれども、その辺の現状としては利用される方というのはどの程度いらっしゃるか。ちょっとあまり少ないように、ちょっと見受けられるんですけれども、その辺の現状がどうなのか。

あと、今回800円上限で改定しますが、指定管理者側としては、700円で当面料金設定でいきたいというような意向のようなんですけれども、100円引下げですよ。その分マイナスになるんですけれども、実際指定管理者、受託者側としてはその料金でもって当然

少なくなるものですから、経営上はマイナスなわけですがけれども、いずれいつまで700円でもっていけるかとか、ちょっとやってみないと分かりませんが、最初から800円にしなかったというのはどういった要因からなのでしょう。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目のファミリーコースの利用者の状況なんですが、有料にしてからでも結構利用をいただいております、年間で約8,000人ぐらいご利用いただいているような試算の結果となっております。

また、料金のほうなんですが、上限額を800円にしております。優先交渉権者のほうとの今段階のお話の中では、そのうち100円を値上げさせていただいて700円にするということがございます。料金を上げることによって利用者数も減るのではないかという部分の見方もありますし、現状を維持されるんじゃないかという見方もあります。一度に200円上げるというのも、利用者の方にとっても負担も大きくなる部分もありますので、まずもってその100円の値上げをさせていただきながら、その運営の状況等も見ながら、先ほどご説明申し上げましたとおり、上限額の今回設定でございまして、実際の料金の設定につきましては指定管理者が決定して、それを村長が承認するという流れでございまして。その運営の状況を見ながら、また指定管理者のほうから協議が上がってくるような状況も想定されるのかなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 実際にパークゴルフ場の運営、指定管理者側でやるわけですので、当然今回更新になれば料金は上がるにしても、やっぱり施設の維持管理、相当の経費がかかっていると思います、現状でもですね。すばらしいコース管理をしていますので。

さらには、昨年からでしたかね、今年からでしたか、村民の無料開放も月1回設けています。が、当然無料ですので収入ありません。ですが、経費はかかりますよね。当然従業員の方も出勤して従事していますので、そういう面から見ると、やっぱり会社側の経営の状況も考えれば、ある程度のやっぱり収入になるような、確保できるような仕組みも必要ではないかなと思うんですよね。

いきなり600円から800円にかなり200円アップしないで、当面100円だけということのようですがけれども、ちゃんとしたきちんとした収支、できるような村としても配慮が必要かなと思いますので、そういう面で考えていただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　そうですね。ご指摘のとおり、パークゴルフ場の管理費につきましては、いろんな面で非常に多額な経費がかかっております。そういった今後のかかる経費の推移なんかも予測しながら、今回料金の改定ということで上限額の引上げをさせていただきます。

そのような中で、今現在優先交渉権者のほうではまずもってその100円というような試算の下で、今回指定管理の申請もその100円の値上げの中での試算ということで申請をいただいたという経緯もございますので、その辺は村のほうも優先交渉権者をお認めいただいた際には、指定管理者のほうとしっかりと協議をしていきながら、また利用者の方に対するしっかりとした説明というの値上げに当たって必要だと思いますので、その辺もしっかり説明をさせていただきますながら、管理運営に努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）　大体質問しようと思っていた、本当石川議員が質問されたのでと思いますけれども、まずもってどうしても課長説明でも、一般財源の持ち出し等でこの説明、あるいは私も心配していることに対して、料金上げることに対して、利用客の減少等々も答弁されておりますけれども、まずもってこの利用している方々の年齢層ですね。もし分かればお聞きしたいのと、当然高齢者が利用されていると思います。となると、年金の中でも厚生年金の方もあれば、国民年金で利用されている方もおりますよね。そうすると上限はあろうとしても、つまり国民年金で利用を楽しんでいる方に対しては、今回のまちづくりセンター、委託会社では700円の設定できましたけれども、100円にしてもそれなりの負担はあろうと思います。どうしてもこれ値上げせざるを得ないのか、それともそういうお考えがあるのか、お聞きします。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　利用者の方の年齢層につきましては、そういった集計ちょっと取っていないので、はっきりとしたことはちょっと申し上げられないんですが、議員お話しあったとおり、全体的に年齢層が高い方が利用者層としては多い状況で、そういった面では今ご指摘ありましたとおり、年金生活の方の割合というの多いかと思います。

値上げにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりになりますけれども、先ほど年間2,050万円ほどの村の負担でという形になっています。これ、その前の5年間と比較すると270万円ほど負担が増えているような状況です。今回5年間の指定

管理の期間、また新たに設定をするような形になりますが、その設定の中の試算した中でもさらに220万円ほど管理経費がこう増えていくというような状況にもなっています。そのような状況からすると、やはりこの施設を今後ともこの良好な状態で管理をして、今楽しんでいただいている利用者の方に引き続きご利用いただくためには、この若干の負担というのはちょっとお願いしなければいけないというふうに考えておりました。ただ、設定につきましてはちょっと繰り返しになりますが、指定管理者のほうで額を決定をして、それを村が承認するというような流れになりますので、その辺はしっかり指定管理者のほうとも協議をさせていただいて、決定していきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 最近ですね、色麻ですか、三本木でも近隣の自治体でもこんなゴルフ場を造って、皆さん楽しんでおられますよね。大衡村のコースは決して悪くはない、誇りのあるコースだと思いますけれども、繰り返すけれども、この値上げによって、同じことを繰り返しますけれども、この料金値上げによって、私なりに課長もある程度心配されているようだけれども、これ利用者の減少が見られると思うのね。その中で600万円の収入見込み、これはちょっと到底どのように逆算しておられるか分かりませんが、例えば100円、700円に設定しても、600万の収入上げるのに何千人の利用客だか計算しておったと思いますけれども、やっぱり繰り返すけれども、ここは据え置いて、値上げや利用料金改定しないでこのまま600円で、だから600円で大人利用してもらっていくのがいいのではないかなと思うし、当然高齢化の中で高齢者が利用している方が多い中で、年々欠けていくと言えば語弊がありますがけれども、体調不良等で利用客も少なくなってくることも考えられますよね。そうすると、値上げはする、お客さんは減る。これ、逆効果だと思います。何回も言いますがけれども。

とにかく、これはこうしようという考えを改めてお聞きします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、パークゴルフ場の利用人数の推移なんですけれども、この部分につきましては、非常にこれまでは右肩上がり的人数が増えてきたような状況があります。それがここ2年コロナの関係でニーズがちょっと減ってきて、今後このコロナの影響からだんだんと状況が変わってきて上がってくるという状況はあるんだろうなというのは考えられるんですけれども、その中でどれぐらい回復できるのかという部分

もちよとなかなか正直読みにくい部分もありますし、またその3年前ですかね、今まではずっと右肩上がりです人数は増えてきたんですが、ただその頃からやっぱり利用者の人数につきましても大体頭打ちの傾向があるというのは、指定管理者のほうともいろいろ話はしてきておまして、この料金の値上げの要因で人数が減るのではないのかというの、確かにご意見としては分かりますけれども、それ以外の要因で人数がこう減るのではないかなというところも、一つ想定はしております。

そのような中で、先ほど600万円というふうには申し上げたんですが、ある程度その人数ですね、今までのように維持できるというような考え方を前提にしたわけではなくて、多少今後利用者数も減少することも想定した上で、シミュレーションをしております。ただ、あくまでこれシミュレーションでございますので、議員ご指摘のとおり、例えば料金を値上げすることで逆に指定管理者の中の収入、管理経費との兼ね合いのバランスが今まで以上に悪くなるというような形であれば、据置きということもあり得るかとは思いますが、まずもって今回提案いただいたのが指定管理者の中では700円の提案をいただいておりますので、正式にご承認いただいた際には改めて協議をさせていただいた上で、今回の条例改正の範囲内であれば村のほうも承認というような考えを持っているところでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 次の方の質問あろうと思っておりますけれども、急ぐかもしれませんが、議長、この条例改正は簡易採決ではなくて、起立採決でお願いいたします。

以上です。

議長（細川運一君） はい。当然そのようにさせていただかなければならないご質問だというふうに、認識はいたしておりました。

文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私は別の質問なんですけれども、このコロナ禍の前でしたか。私、仲間と一緒にパークゴルフ場に行って、一緒にプレーをしたわけなんですけれども、私たちの前にプレーをしている方とちょっとお話することができました。で、その方は登米市の方でした。その登米市の方が、いや、うちのほうにもパークゴルフ場はあるんですけども、大衡のこのパークゴルフ場はもう何とも言えない、この芝生が物すごくよいということで、私は大衡村のこのパークゴルフ場の年間パスポートを買っていると言うんですよ。登米市の方が。ですから、今もその年間パスポートというのはあると思うんで

すけれども、今年間パスポートというのはどれぐらいの料金でやられているか、それを
まずもってお聞きしたいと思って。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 年間パスポートにつきましては、5万5,000円となっております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 5万5,000円の年間パスポートで、いつの日来ても入れる。昔でしたけれども、大分前の話なんですけれども、これは大衡の方なんですけれども、午前中に来て、お昼食に家に帰って、午後からまた来ると。それでも年間パスポートだから、1回ごとにお金払うことないんだよというお話もありました。そして、本当に便利な年間パスポートなんでございますけれども、その年間パスポートのほうの値上げというのは今回この中にうたっていませんけれども、その辺の考えというのはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。当然通常料金が値上げすることになった場合につきましては、年間パスポートにつきましてもその料金のほうの値上げというのは想定されます。ただ、正式にはまだ優先交渉権者のほうともそういった話合いが決定しているわけではないのでございますので、普通に考えれば、これまでの割合に応じたような形を参考にしながら、設定されるのではないかなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これからその話合いの中でその年間パスポートの料金が決定した場合に
ですね、この条例の中にそれを盛り込むべきでないかなというふうに私思うんですけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。それを聞いて終わりにします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。これまでその年間パスポートにつきましては、指定管理者の自主事業の中で実施をしてきております。また、回数券ですかね、回数券だったり、そのポイントの部分で無料で使える部分というのも、多く利用される方に対する優遇措置といたしますか、そういった面で指定管理者の自主事業的なところでやっていたというところがございますので、今後もそういった自主事業の中で、そういった多く利用される方に対する優遇措置というのは、継続していただきたいというふ

うに考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論ないようでございます。

直ちに採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（細川運一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり決することに決定をいたしました。

日程第9 議案第61号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第61号、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書は23ページ、議案第61号別紙をお開き願いたいと思います。説明につきましては、新旧対照表の15ページをお開き願いたいと思います。

まず、3条の部分でございます。任用の部分でございますが、大衡村消防団の区域内に居住し又は勤務する者ということで、村内在勤者の規定を追加するものでございます。

第4条でございます。第4条につきましては、第5条と第6条が新たに追加されますので、条を繰り下げるものでございます。

第5条については、休団制度の規定を追加するものでございます。長期間消防団活動に従事することのできない団員は、消防団員を休止することができる旨の規定でございます。

第2項につきましては、休団している団員は身分を保有いたしますが、職務には従事しない規定でございます。

あと、第3項につきましては、休団している期間については報酬を支給しない旨の規

定。

第4項につきましては、休団しようとするときはあらかじめ団長にあっては村長に、団長以外の団員にあっては団長の承認を受けなければならない旨の規定でございます。

第5項につきましては、休団中の団員の復帰の部分について、前項の規定を準用するものでございます。あと、休団中の団員が復帰したときの階級の関係でございますけれども、休団した日に当該団員が属した階級とする旨の規定でございます。

第7項の部分でございますが、休団中の団員については第7条、第8条、第9条とございますけれども、分限、懲戒、服務規律等の規定は適用しない旨の規定でございます。

第7条2項、第8条1項第3号及び第9号の関係については、心身の故障ですとか、法令規則等の違反、非行、あとは職務上知り得た秘密の関係の規定に係る部分については除く旨の規定でございます。休団中の期間は、勤務年数に当然算入しない旨の規定でございます。

第6条は退職の規定でございます。この旨については新たに追加したもので、団員は退職しようとする場合は文書により任命権者に願い出て、その旨許可を得なければならないものでございます。

第7条からについては第5条、第6条が追加されたことによる条ずれの解消の部分でございます。

第11条報酬でございます。報酬については第7号を追加したもので、水災害その他の災害ということで、今まで費用弁償の部分で入っていた部分でございますけれども、費用弁償の中に出動手当、警戒手当、その他団長が命令する出動手当という部分についてを水災害、その他の災害ということで、1回当たり4時間以内4,000円、4時間を超えた場合には8,000円という部分の報酬の規定を追加するものでございます。

あと、第4項の部分については、第3項に日割計算の規定があるんですけども、第4項については休団中及び停職の期間がある場合には、日割計算の規定も適用するというような条項を新たに追加したものでございます。

あとは、第5項については前参考の部分、第2項から第4項までの端数の切捨ての条項の部分の内容でございます。

第10条費用弁償でございます。先ほど説明申し上げましたとおり、出動手当、警戒手当、その他団長が命令する出動手当については、報酬のほうに移行されたことにより、その分を削除したものでございます。

それでは、議案書のほう24ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和4年1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 何点か確認したいことがございますので、まず第3条のこの勤務者の採用を取り入れているようですけれども、これに至る経緯。それから、仮に大衡に住んでいない役場職員であれば、第5分団に入団するというふうに理解してよろしいのか。

それから、第5条の長期間消防団活動に従事することができない団員、長期間とはどのぐらいの期間を言うものなのか。そして、することができるというふうな規定ですの
で、休団しなくてもいいものなのか。この辺の理解を幹部なり団員がどれくらい周知できるものなのか、確認したい。

それから、4の休団するときですね。団員が休団するときはあらかじめ団長にあっては村長、団長以外の団員にあっては団長の承認を受けなければならないとなっているんですけれども、ちょっと何か分かりづらいかなということで、私なりには団長が休団するときは村長、団長以外の団員は団長にあらかじめ文書により願い出て承認を得なければならないというふうに規定しなければいけないのではないかと思うんですが、その辺
お願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず1点目のいわゆる村内在勤者の関係の部分については、今までそういった分のいわゆる区域内に居住した者という形で、大衡村内の村民の方しか消防団になれなかったという部分でございまして、ほかの町村どこを見ても村内在勤者の規定があるという部分もありますし、こういったケース、そういった方も数名いらっしゃるとい
う話も伺いましたので、今般改めて付け加えたものでございます。当然役場職員ですね、村外から来ている職員もありますので、そういった場合において消防団員になることは当然可能であるというふうに思っているところでございます。この規定上はで
すね。役場職員も村外から来ている職員については村内在勤者という形になりますので、この規定は当然適用されるというふうに思っているところでございます。（「分団は」
の声あり）

そこについてはちょっとあと、村内在勤者ということなので、例えばこの部分については細かく適用、例えば前に住んでいた実家というんでしょうかね。それこそともと

村外の方であればまた違うんでしょうけれども、そういった部分でケース・バイ・ケースによって、その実家の分団であるとか、通常であればここであれば5分団になろうかと思えますけれども、そういった部分でそのケース・バイ・ケースによって、分団の所属というのは多分変わるんだろうなというふうに思っているところでございます。

あとは、その長期間、どれぐらいを想定しているんだという部分でございますけれども、通常単身赴任を想定しておりますので、2年、3年というふうなケースで想定をしているところでございます。

あとは、もう1点ですね。その書き方ですね、その団長に届けるそういった部分、団長にあっては村長、団長以外の団員にあっては団長の承認を受けなければならないという文章の書き方の部分でありますけれども、こういった部分で確かに佐々木議員おっしゃられたとおりではありますけれども、当然承認を受けるというような文書という形になりますので、こういった形でいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 内容は理解していないことではないんですけれども、規定書を見て誤解を受けないように整備しなければいけないだろうというふうに思いますので、確認はしたんですけれども、その団長、副団長は分団に所属しない本部付の方でありますよね。団長が事情があって1年単身赴任しなければいけないといった場合に、団長交代ではなく、1年であればみんなでフォローするから続けてほしいというふうなことがあった場合に対応できるんだよという理解ですけれども、この条文だけでいくと、そこは消防団としての内規というか、申合せ事項というかですね、そういったところもきちんとしていかないと誤解を生じるだろうと思いますので、そして団長がいないとき、職務代行するのは副団長だと思います。じゃあ、副団長の代わりは誰がするんですか。これも消防団には議会のように年長議員が務めるとか、そういった規約ございませんので、不在のまま副団長が両方兼務するようになってしまうだろうというふうにも思っていますので、その辺も確認していただきたいなと思いますので、その辺よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然今佐々木議員おっしゃったとおり、こういった状況で例えば団長が1年ぐらい不在になったという場合、この条例上からは、多分副団長のほうが団長の代わりになるという部分になろうかと思えますけれども、そういった部分については

当然内規等というのを設けてはいないんですね、今現在。ですから、その申合せ事項というのでしょうか、そういった部分で、議会のほうでは年長の方が代わりにするというような申合せ事項があるみたいなんですけれども、そこら辺の部分については、幹部会でちょっと諮りたいというふうに思っております。ですので、消防団の申合せ事項という部分で考えたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） それと一番懸念されるところが、たまたま家を出て吉岡に住むようになってしまったと、吉岡のアパートにちょっと住むような状況になっても、あまり自分の担当地域と実家は変わらないし、消防団も一緒に続けられるということで、続けている方おるかと思えます。また、他の分団の所属であります、他の分団の地域にお住まいになって活動されている方も何名かおられるようです。それを駄目とは、分団の内情でそんなこと言う方々はおりませんので、当然地元の消防団として頑張ってくれというふうなことでやっていただいているんですけれども、今回こういう規定が生まれたことによって、村からちょっと出なくてはいけなくなったんだといった場合に、やはり休団か退団を選択させられるようなニュアンスの規定になってしまうのではないかということ懸念しております、その辺はどのようなお考えなのか、最後に伺っておきます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 佐々木議員おっしゃったとおりのケース、私も把握しております。

確かにほかの分団の方が居住しているのが、村内ですけれども違う分団のほうに居住しているという部分もありますし、ただその方については前いた分団のほうでの活躍をされているというのは、私も重々理解しているところでございます。

ただ、当然条例等でばしばしある程度きつく縛るというのも、これまた大変な部分もありますし、ある程度弾力性は持たせたいというふうに思っておりますが、当然ケース・バイ・ケースによって吉岡あたりで住まいがあって本当に近いと、いざというとき来れるという部分についても、ある程度例えば休団とか退団とかというのをどちらか二者択一という部分ではなくて、ある程度弾力的に考えたいというふうに思っております。ただ、その方が例えば仙台とかにいるとか、いざという有事の際に来れないという場合についてはある程度当然そこら辺の休団制度というのは当然持っていただくような形になろうかと思えますけれども、その場合についても先ほど言ったとおりの内規等、ある程

度申合せ事項等で考えたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 消防団の方々のこういった待遇処遇改善については、私も一般質問させていただきました。その時点では前向きな回答いただいたわけでありまして、今回条例改正、報酬等の改正も行われましたこと、本当に評価するものであります。

それで何点か確認したいんですけれども、今回費用弁償、手当関係が報酬に一部組替えということで、金額も増額されています。支払いの方法についても、従来までは個人ではなくて分団経由での支払いになっておったんですが、今回から直接個人への支払に変えるというような説明だったんですが、その辺全額をそのような状況にするものかどうか。

あと、費用弁償については、報酬ではないので所得の対象ではないというような解釈で最初説明を受けたように思うんですけれども、今回報酬に切り替わることによってそれが所得として課税の対象になってくるんだというような、たしか全協での説明だったんですよね。そのようになってくると、団員の方へのこうなりますよというような説明もやっぱりきちんと必要だと思いますし、あと当然そうなってくれば、報酬の分と費用弁償として残る部分の区分も当然必要になってきますので、その辺の支払方法とどのように分類されて団員の方々にお支払いするようになるのか、そういったところを伺います。

あと、今回は定数なり分団についての部分までの改正には至っていないんですけれども、消防のその分団のほうは組織ですか、こちらは規則ですよ。そちらで定めていますけれども、先ほど言った村内に在勤する者も団員になれるということであれば、では、しからは分団の所属はどうなってくるのか。そういったことも当然出てくることも予想されますので、やっぱり分団の再編なり所属なり、あと定数もしかりですが、それもやっぱり続けて検討して行って、もう少し進んだ改正も必要になってくると思うんですよ。その辺の見通しを伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおり消防団員等の報酬等の基準等の策定ということで、本年4月13日付の消防庁長官からの通知に基づいて、非常勤消防団員の報酬等の基準ということで、今まで費用弁償でいわゆるこういった出勤費用弁償の関係については出し

ていたものを、出動報酬に下さいよというふうになっております。それで、年額の報酬も3万6,500円以上に下さいと、うちのほうはクリアしているんですけども、4万8,000円でクリアしておりますけれども、いわゆる出動報酬については今まで2,500円とか1,500円という部分であったので、当然この部分については今回変更をかけたという部分で、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

あとは、支給方法ですね。支給方法については、今まで分団経由という形になりますけれども、これも国のほうから指示がありまして、直接支給、分団ではなく直接個人のほうに支給下さいというような形になっております。ですけれども、例えば分団の運営費みたいな感じで上期、下期に分けて当然支払いますけれども、そのうち何千円とかという部分でこれから詰めるような形になろうかと思っておりますけれども、その部分については運営費ということで、その部分を除いて、例えば個人のほうへ支給するという形も取り得ますので、そういった部分で支給の形になろうかというふうに思っております。

あとは、当然消防団の再編関係、いわゆる分団の再編関係、これについても種々ご議論があります。今現在139名、あとは機能別団員が36名、4月1日現在ですけれども、ということで、当然年々少なくなってきておりますし、昨日の佐々木春樹議員の一般質問でもあったとおり、女性消防団の位置づけというのも当然ありますけれども、そういった部分で、当然分団の再編というのは出てくるんだろうなというふうに思っております。ただ、人数の例えばコミュニティー単位で、東西南北でやったほうがいいのかどうだかというのは、これからの議論になってくるんだろうなというふうに思いますし、あとはその消防車両関係の配置も当然出てくるかと思えます。軽積載車の関係も当然出てくるかと思えますので、定数の関係もありますけれども、その消防団の再編も含めた形で、いますぐこのようにするというのはなかなかできない。ある程度シミュレーションを取った上でやらないと、当然できないんだろうなというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

(「税金」の声あり)

すみません、税金。税金でございます。大変失礼しました。全協のときは、出動報酬については遠藤昌一議員のほうから税金かかりませんよという話はしたんですけども、当然出動報酬のほうについてもかかると、税金はかかるという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 確認しますが、あくまでも支給手当のほうね。報酬の部分は課税の対象になってくると。あとは費用弁償として支払う手当の分については、これは旅費扱いなので課税対象にはならないということが区分ですよ、明確にね。ですから、やっぱりその辺はやっぱり支払いするときに分けて払ったほうがむしろいいのかな、その辺はあと消防団の方々とやっぱり相談なさって、分団の当然運営経費も必要になってくるということも理解しますので、皆さんのやっぱり意見を聴いて、この支払方法については決めていけばいいのかなというふうに考えます。

あと、分団の再編、やっぱり遠からず必要な状況になっていると思われまますので、この人数からいってもですね。ある程度の時間内にその辺の方向性を見いだして、当然消防ポンプ車とかそういう設備の配備にも関わってきますので、あまり年数かからないようなうちに、将来の大衡村消防団の姿を示していく方向にまとめていただければなと思うんですけども。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然支払いの関係については、報酬と費用弁償という形になりますので、当然出すところが違いますので、当然分けて、分かるような形で出すような形になります。

あと、消防団の再編ですね。この部分については早くという部分もありますけれども、なかなか早くやってもなかなかですね。できる限り早くやりたい部分もありますけれども、ある程度諸問題、当然人数の問題ですね。例えば部制にして、この部は何人とかって、そういう偏りがあっても大変でございますので、そこら辺についてもなかなかコミュニケーションをした上でやっていきたいというふうに思っておりますので、当然これについては幹部会等々にお話をしてご理解を得た上で、当然直すような形になろうかと思っておりますので、その点をご理解いただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時50分 散 会